



- ・株主総会にご来場の株主様への **お土産は廃止** させていただきました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第 68 回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2025年6月24日（火曜日）

午前10時開会（受付開始 午前9時）

場 所

ヤオコーサポートセンター（本社）

埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 株式移転計画承認の件

株式会社 ヤオコー

証券コード：8279

証券コード 8279
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日 2025年5月30日)

株 主 各 位

埼玉県川越市新宿町1丁目10番地 1

株式会社 **ヤオコー**

代表取締役社長 川 野 澄 人

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第68回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.yaoko-net.com/ir/stock/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）に「ヤオコー」または証券コードに「8279」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類／P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、2025年6月23日（月曜日）午後6時までに議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時開会
（受付開始 午前9時）

2. 場 所 埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1
ヤオコーサポートセンター（本社）

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第68期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号 議 案 剰余金の処分の件
第 2 号 議 案 取締役8名選任の件
第 3 号 議 案 株式移転計画承認の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・業務の適正を確保するための体制
- ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ・計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

▶ 議決権行使方法のご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

インターネットによる議決権行使



議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

(毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)

パソコン、スマートフォン等から議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、詳細につきましては次頁をご参照ください。

行使期限 2025年6月23日（月）午後6時まで

郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2025年6月23日（月）午後6時到着分まで

当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年6月24日（火）午前10時

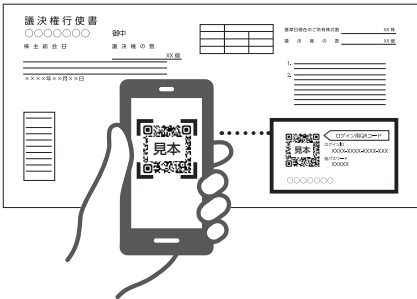
議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1. スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使

1 賛否方法選択 2 賛否入力 3 行使内容確認 4 完了

株主番号 00000000

〇〇〇〇株式会社

第〇回定時株主総会

9999年09月09日開催

行使できる議決権の数 99億

議案内容 目

Agenda(English) 目

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承認いたします。以下よりお手続きにお進みください。

会社提案議案の全てに賛成

会社提案議案に個別に賛否を投票

投票する

投票する

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

1. パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。

2. 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

MUFG 三菱UFJ銀行

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人) 三菱UFJ銀行 証券代行部

本サイト利用ガイド

三菱UFJ銀行 赤いんぼ

ログイン

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。

ログインID 4桁 4桁 4桁 3桁 (半角)

パスワード または仮パスワード (半角)

ログイン

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。パスワード変更

ログインID、仮パスワードは議決権行使書用紙に記載されております。

パスワードをお失またはロックしてしまった場合は、「パスワード再発行の届出書」を印刷し必
要事項をご記入の上、三菱UFJ銀行 証券代行部宛にご郵送ください。

3. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

㊟ ログイン・議決権の行使方法について

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」を入力・ログインし、画面の案内に従って賛否を入力していただく必要がございます。

- (注) 1. インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、プロキシサーバをご利用の場合など、株主さまのインターネットご利用環境によっては、パソコンによる議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
2. 議決権行使サイトの保守・点検のため、午前2時30分から午前4時30分までは議決権行使サイトに接続いただくことができません。予めご了承ください。
3. パスワードを失念された場合又は連続して間違えてご利用できなくなった場合は、所定のお手続きが必要となりますので、**下記のヘルプデスク**までお問い合わせください。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使における携帯電話・パソコンの操作等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**

（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

パスワード初期化に関する届出書送付先

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定配当の維持および適正な利益還元とともに、今後の経営基盤の一層の強化と積極的な事業展開を図るための内部留保の確保などを総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第68期期末配当につきましては、1株につき70円00銭とさせていただきたいと存じます。

なお、昨年12月に中間配当金として1株につき55円00銭お支払いいたしておりますので、期を通じまして1株につき125円00銭となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき金70円00銭

総額 2,932,594,700円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 11,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 11,000,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	再任 かわ の ゆき お 川 野 幸 夫	代表取締役会長	13回／13回
2	再任 かわ の すみ と 川 野 澄 人	代表取締役社長	13回／13回
3	再任 かみ いけ まさ のぶ 上 池 昌 伸	専務取締役 管理本部長兼開発本部管掌	13回／13回
4	再任 いし づか たか のり 石 塚 孝 則	常務取締役 営業統括本部長兼販売第一部長兼販売 第二部長兼販売管掌	13回／13回
5	再任 や ぎはし ひろ あき 八木橋 博 亮	取締役 開発本部長	13回／13回
6	再任 さい とう あさ こ 斉 藤 麻 子	社外 独立 社外取締役	13回／13回
7	再任 くず はら たか し 葛 原 孝 司	社外 独立 社外取締役	13回／13回
8	新任 かま だ ゆみ こ 鎌 田 由美子	社外 独立	一回／一回

1	かわの 川野	ゆきお 幸夫	再任
生年月日	1942年4月25日	所有する当社株式数	703,202株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1969年1月 (有)八百幸商店入社 営業部長 1974年3月 (有)八百幸商店を改組し、(株)ヤオコー設立 取締役 1974年10月 当社専務取締役 1981年5月 当社代表取締役 1985年1月 当社代表取締役社長 2007年6月 当社代表取締役会長（現任） ■重要な兼職の状況 (公財) 川野小児医学奨学財団理事長		
選任理由	同氏は、長年にわたって当社の経営に参画し、当社経営全般ならびに流通業界全般に関する幅広い知見を有しているとともに、代表取締役会長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者としております。		

2	かわの 川野	すみと 澄人	再任
生年月日	1975年10月27日	所有する当社株式数	751,072株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2001年4月 当社入社 2009年1月 当社グロッサリー部長 2009年6月 当社取締役グロッサリー部長 2009年12月 当社取締役経営改革推進本部副本部長兼グロッサリー部長 2011年3月 当社取締役経営改革推進本部副本部長兼営業統括本部副本部長 2011年6月 当社常務取締役経営改革推進本部副本部長 兼営業統括本部副本部長 2012年2月 当社代表取締役副社長 2013年4月 当社代表取締役社長（現任） ■重要な兼職の状況 (株)エイヴイ代表取締役 (株)フーコット代表取締役 (公財) ヤオコー子ども支援財団理事長		
選任理由	同氏は、当社において商品部門、営業部門等での業務経験を経て、代表取締役社長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者としております。		

3

かみいけ まさのぶ
上池 昌伸

再任

生年月日	1964年 5 月 5 日	所有する当社株式数	6,200株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2005年 1 月 当社入社 2008年 4 月 当社開発本部長兼開発統括部長 2008年 6 月 当社取締役開発本部長兼開発統括部長 2013年 4 月 当社取締役経営管理本部長兼経営企画室長兼人事総務本部長 2013年 6 月 当社常務取締役経営管理本部長兼経営企画室長兼人事総務本部長 2019年 3 月 当社常務取締役経営管理本部長兼人事総務本部長兼開発本部管掌 2020年 3 月 当社常務取締役管理本部長兼開発本部管掌 2022年 3 月 当社専務取締役管理本部長兼開発本部管掌 2024年 3 月 当社専務取締役管理本部長兼開発本部管掌兼財務部長 2025年 3 月 当社専務取締役管理本部長兼開発本部管掌（現任）		
選任理由	同氏は、当社において開発部門、経営管理部門等での業務経験を有しており、専務取締役として経営の重要事項の決定および主に経営企画、財務、人事、総務、開発部門における業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者としております。		

4

いしづか たかのり
石塚 孝則

再任

生年月日	1973年11月 5 日	所有する当社株式数	2,164株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1996年 4 月 当社入社 2012年 2 月 当社営業統括室長兼商品開発担当部長 2012年10月 当社営業統括室長兼商品開発担当部長兼業務推進担当部長 2013年 2 月 当社営業統括室長兼業務推進担当部長 2015年 4 月 当社デリカ事業部長 2015年 6 月 当社取締役デリカ事業部長 2020年 3 月 当社取締役販売第一部長兼販売第二部長兼販売管掌 2021年 3 月 当社取締役営業統括本部副本部長 兼販売第一部長兼販売第二部長 2021年10月 当社取締役営業統括本部副本部長 兼販売第一部長兼販売第二部長兼情報システム管掌 2022年 3 月 当社常務取締役営業統括本部長 2025年 4 月 当社常務取締役営業統括本部長 兼販売第一部長兼販売第二部長兼販売管掌（現任）		
選任理由	同氏は、当社において営業部門、商品部門等での業務経験を有しており、常務取締役として経営の重要事項の決定および営業部門全般における業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者としております。		

5

や ぎ は し ひろあき
八木橋 博亮

再任

生年月日	1965年12月6日	所有する当社株式数	500株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2008年10月 当社入社 2012年 2月 当社店舗企画部長 2016年 3月 当社開発本部長 2017年 6月 当社取締役開発本部長 2018年 3月 当社取締役開発本部長兼開発統括部長兼出店戦略担当部長 2018年11月 当社取締役開発本部長 2019年 3月 当社取締役開発本部長兼開発統括部長兼出店戦略担当部長 2020年 3月 当社取締役開発本部長兼開発統括部長 2024年 3月 当社取締役開発本部長（現任）		
選任理由	同氏は、当社において店舗設計部門、店舗開発部門等での業務経験を有しており、取締役として経営の重要事項の決定および主に店舗開発部門における業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者としております。		

6

さいとう あさ こ
斉藤 麻子

再任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日	1968年1月21日	所有する当社株式数	400株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1990年 4月 メルセデス・ベンツ日本(株)入社 1997年 9月 (株)ボストン コンサルティング グループ入社 2000年 3月 ルイ・ヴィトン ジャパン(株)入社 2002年 6月 (株)セリュックス COO（最高執行責任者） 2008年10月 (株)ドラマティック代表取締役社長 2015年 6月 当社取締役（現任） 2015年 8月 (株)コギト・エデュケーション・アンド・マネジメント取締役 2018年 6月 ワタベウェディング(株)社外取締役 2019年 3月 三菱鉛筆(株)社外取締役（現任） 2020年 5月 (株)三陽商会社外取締役 2020年11月 (株)サーキュレーション社外取締役（現任） 2020年11月 (株)BLOOM代表取締役（現任） 2024年 6月 スパークス・グループ(株)社外取締役（監査等委員）（現任） ■重要な兼職の状況 三菱鉛筆(株)社外取締役 (株)サーキュレーション社外取締役 (株)BLOOM代表取締役 スパークス・グループ(株)社外取締役（監査等委員）		
選任理由及び期待される役割の概要	同氏は、マーケティング及びブランディングにおける経営者としての実績、見識が高く評価されており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただいております。上記の理由から、今後も当社の経営に対し適切な監督、有益な助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。		

7

くずはら たかし
葛原 孝司

再任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日	1964年12月1日	所有する当社株式数	200株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1988年 4 月 (株)リクルート (現 (株)リクルートホールディングス) 入社 2011年 4 月 同社執行役員 2012年10月 (株)リクルートホールディングス執行役員 2012年10月 (株)リクルート住まいカンパニー代表取締役社長 2013年 4 月 RGF Hongkong Ltd President 2018年 4 月 RGF International recruitment business Chairman 2018年 4 月 (株)リクルートジョブズ代表取締役社長 2018年 4 月 (株)リクルート執行役員 2020年 4 月 (株)リクルート顧問 2021年10月 ネットスマイル(株)社外取締役 2022年 1 月 (株)パック・エックスホールディングス社外取締役 (現任) 2022年 6 月 当社取締役 (現任) ■重要な兼職の状況 (株)パック・エックスホールディングス社外取締役		
選任理由及び期待される役割の概要	同氏は、(株)リクルートグループの企業経営者としての実績、見識が高く評価されており、当社の経営事項の決定及び業務遂行の監督等に十分な役割を果たしていただいております。上記の理由から、今後も当社の経営に対し適切な監督、有益な助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。		

生年月日	1966年2月23日	所有する当社株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1989年4月 東日本旅客鉄道(株)入社 2005年6月 (株)JR東日本ステーションリテイリング代表取締役社長 2010年6月 東日本旅客鉄道(株)事業創造本部地域活性化部門長 2013年5月 同社研究開発センターフロンティアサービス研究所副所長 2015年2月 カルビー(株)上級執行役員事業開発本部長 2015年3月 (株)ポーラ・オルビスホールディングス社外取締役 2015年6月 (株)みちのく銀行社外取締役 2018年12月 (株)ONE・GLOBAL代表取締役社長（現任） 2020年6月 太陽ホールディングス(株)社外取締役 2021年6月 (株)民間資金等活用事業推進機構社外取締役（現任） 2022年6月 (株)Aoba-BBT社外取締役（現任） 2025年4月 多摩大学大学院 客員教授（現任） ■重要な兼職の状況 (株)ONE・GLOBAL代表取締役社長 (株)民間資金等活用事業推進機構社外取締役 (株)Aoba-BBT社外取締役 多摩大学大学院 客員教授		
選任理由及び期待される役割の概要	同氏は、新規事業開発や商品・サービス開発における豊富な経営経験と幅広い産業分野におけるガバナンスや成長支援の知見を有しております。こうした経験・知見をもとに、当社の経営に対し適切な監督、有益な助言をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者斉藤麻子氏、葛原孝司氏及び鎌田由美子氏は、いずれも社外取締役候補者であります。なお、当社は斉藤麻子氏、葛原孝司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、鎌田由美子氏が選任された場合、新たに独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、斉藤麻子氏及び葛原孝司氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、鎌田由美子氏の選任が承認された場合、当社は同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 斉藤麻子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年になります。また、葛原孝司氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年になります。

第3号議案 株式移転計画承認の件

当社は、2025年10月1日を効力発生日（予定）として、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により、持株会社（完全親会社）である「株式会社ブルーゾーンホールディングス」（以下「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成の上、2025年1月14日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由

(1) 持株会社体制への移行の背景

当社グループは、「地域のすべての方々のご生活をより豊かに、より楽しく」をグループ経営理念として掲げており、「お客さまに価格以上の価値を提供し続ける」、「働く全員が仕事に誇りを持ち、生活を楽しめる会社にする」、「無駄をなくし、生産性の高い独自のモデルを構築する」、「すべての関係者と協力しながら社会課題の解決に貢献する」、これらを実現することで持続的な成長を実現していくことを目標としております。

当社グループを取り巻く経営環境は、出店エリアにおきまして、北関東地方や横須賀三浦地域（神奈川県）、外房地域（千葉県）などでは少子高齢化が加速度的に進みマーケットの大きな縮小が見込まれます。また、経済全体のインフレ基調が続くなかで、消費者の節約志向がますます強まり、さらに、原材料費、人件費、建築資材をはじめとする様々なコストの高騰は継続し、厳しさを増すことが想定されます。

こうした厳しい環境下、独自の「強み」を持った食品スーパーマーケットの企業が連帯しつつも切磋琢磨することで元気に勝ち残り、将来にわたって、地域の皆さまの食生活の向上に貢献していくために、持株会社体制への移行を決断いたしました。

なお、持株会社の名称につきましては、当社グループが、地域にお住まいの皆さまにとって、人生を楽しみながら元気に長生きできるコミュニティづくりのお役に立てる存在でありたいとの想いから、「株式会社ブルーゾーンホールディングス」といたしました。

(2) 持株会社体制への移行の目的

① グループとしての商圈シェアアップ

当社グループは、食品スーパーマーケット事業において、小商圈高頻度来店を企図した「豊かで楽しく健康的な食生活提案型」のフォーマット（ライフスタイル業態）と広域のお客さまの「まとめ買い」ニーズに対応したディスカウントのフォーマット（ディスカウント業態）という二つのフォーマットを運営しております。この二つのフォーマットを深化させることで、地域のすべてのお客さまにご満足いただき、地域のシェアアップを図るとともに、各社が独立運営により、独自の「強み」を磨いていくことを基本戦略としています。

今回の持株会社体制への移行に伴い、グループ各社は名実ともに「親子関係」ではなく「兄弟関係」となります。これにより、グループ各社は互いに切磋琢磨しながら、各々が自律的な成長を図ってまいります。

また、当社グループの考えに共鳴し、独自の「強み」を持つ食品スーパーマーケット企業とは、持株会社のもと更なる連帯を進めてまいります。当社グループは、地域にお住まいの皆さまのご期待に応えられる食品スーパーマーケット企業の大きな連合体の形成を目指してまいります。

② グループのガバナンスの強化

グループの経営管理機能と業務執行機能を分離するとともに、業務執行部門である各事業会社においても権限と責任を明確にします。そして、意思決定の迅速化、事業責任の明確化を図ることで、当社グループ全体の競争力の強化を目指してまいります。

なお、「グループ売上高1兆円」に向けた基盤づくりを進めるべく、持株会社においては、M&A・新規事業開発・ESG対応などのグループ経営の戦略立案、グループ全体のリスク管理、管理部門のシェアードサービスという三つの機能を担うことを計画しております。

(3) その他

本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社となるため、2025年9月29日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場を上場廃止となる予定であります。なお、当社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に基づき決定されるため、変更される可能性があります。当社株式は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様は新たに交付される持株会社の株式につきましては、東京証券取引所プライム市場への新規上場（テクニカル上場）の申請を予定しております。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、本株式移転の効力発生日である2025年10月1日を予定しております。

2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりです。

株式移転計画書（写）

株式会社ヤオコー（以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により、甲がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社（以下「乙」という。）に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）に関し、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

甲は、本計画の定めるところに従い、単独株式移転の方法により、乙の成立の日（第6条に定義する。以下同じ）において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる本株式移転を行う。

第2条（目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

- (1) 目的 別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。
- (2) 商号 「株式会社ブルーゾーンホールディングス」とし、英文では、「BLUE ZONES HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。
- (3) 本店の所在地 埼玉県川越市におく。

(4) 発行可能株式総数 54,634,000株とする。

2 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「定款」記載のとおりとする。

第3条（設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

乙の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

- (1) 代表取締役会長 川野 幸夫
- (2) 代表取締役社長 川野 澄人
- (3) 取締役 上池 昌伸
- (4) 取締役 石塚 孝則
- (5) 社外取締役 斉藤 麻子（独立役員）
- (6) 社外取締役 葛原 孝司（独立役員）
- (7) 社外取締役 鎌田 由美子（独立役員）

2 乙の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

- (1) 常勤監査役 山田 昌宏
- (2) 社外監査役 佐藤 幸夫
- (3) 社外監査役 橋本 勝弘
- (4) 社外監査役 五十嵐 毅

3 乙の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

監査法人A&Aパートナーズ

第4条（本株式移転に際して甲の株主に交付する株式及びその割当て）

乙は、本株式移転に際して、甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当する数の乙の普通株式を交付する。

2 乙は、前項の定めにより交付される乙の普通株式を、基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第5条（資本金及び準備金の額）

乙の成立の日における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- （1）資本金の額 9,846,755,216円
- （2）資本準備金の額 2,461,688,804円
- （3）利益準備金の額 0円

第6条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、2025年10月1日とする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、乙の成立の日を変更することができる。

第7条（本計画承認株主総会）

甲は、2025年6月24日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議により、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（上場証券取引所）

乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所プライム市場への上場を予定する。

第9条（株主名簿管理人）

乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第10条（自己株式の消却）

甲は、乙の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、甲が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を、基準時までに消却するものとする。

第11条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、乙の成立の日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第12条（本計画の変更等）

本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第13条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

2025年1月14日

埼玉県川越市新宿町 1丁目10 番地1
株式会社ヤオコー
代表取締役社長 川野 澄人

株式移転計画書の別紙

株式会社ブルーゾーンホールディングス 定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ブルーゾーンホールディングスと称し、英文ではBLUE ZONES HOLDINGS CO., LTD.と記載する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動の支配または経営管理およびこれに附帯または関連する業務を行うことを目的とする。

- (1) 生鮮魚介類の加工ならびに販売
- (2) 青果物の生産、加工および惣菜類の加工ならびに販売
- (3) 食肉類の加工ならびに販売
- (4) 飲食物の製造ならびに販売
- (5) 清涼飲料水の販売
- (6) 酒類、塩、たばこ、米穀の販売
- (7) 切手、印紙の販売
- (8) その他一般食料品の製造ならびに販売
- (9) 衣料品、服飾雑貨、履物、時計、眼鏡、カメラ、化粧品、日用雑貨類の販売
- (10) 生花、園芸植物、園芸用品、ペット用品、大工用品の販売
- (11) 車輜による食料品、雑貨類の移動販売

- (12) 不動産の売買、管理および賃貸借
 - (13) 薬局の経営
 - (14) 医薬品、医薬部外品、医療用具、毒物、劇物、農薬、計量器の販売
 - (15) 家庭用電気製品、電気音響機器、電気通信機器、寝具・インテリア用品の販売
 - (16) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
 - (17) 旅行斡旋業
 - (18) スポーツクラブ、料理教室などの文化教室の経営
 - (19) クリーニング、宅配便の取次業
 - (20) 書籍、文房具、玩具、楽器、カー用品、自転車、スポーツ用品の販売
 - (21) スポーツ用品、キャンプ用品、旅行カバン、ビデオカメラのレンタル業
 - (22) 美術館、博物館および資料館の経営および管理ならびに絵画、古物および美術工芸品の売買、交換、賃貸、仲介、管理ならびに展覧会の企画および実施
 - (23) 保育所の経営
 - (24) 前各号に掲げる事業を営む企業の経営指導および業務受託
 - (25) 前各号に附帯する一切の業務
- 2 当会社は、前項各号に定める事業およびこれに附帯または関連する事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を埼玉県川越市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、54,634,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式、新株予約権に関する取り扱いおよび株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者として行うことができる。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事については、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

- 2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印もしくは電子署名する。

2 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印もしくは電子署名する。

2 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者も含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第47条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

- 2 未払いの配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から2026年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの期間における当会社の取締役の報酬等の額は、年額300百万円以内とする。

(最初の監査役の報酬等)

第3条 第40条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における当会社の監査役の報酬等の額は、年額50百万円以内とする。

(附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価に関する定め of 相当性に関する事項

① 交付する株式数及び割当ての相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、株主の皆さまが保有する当社の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。なお、上記理由により、第三者算定機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

本株式移転により、持株会社が交付する新株式数は41,894,210株を予定しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記株式数は変動いたします。当社は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、当社が2025年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式78株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

② 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的及び規模並びに設立後の資本政策等に照らして、相当であると判断しております。

(2) 株式移転に係る新株予約権についての定め相当性に関する事項

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はありません。

(3) 株式移転完全子会社についての事項

株式移転完全子会社である当社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

4. 持株会社の取締役となる者に関する事項

持株会社の取締役となる者は、以下のとおりです。なお、本項における「当社」とは、株式会社ヤオコーを意味します。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	①所有する当社の株式数 ②割り当てられる 持株会社の株式の数
川野 幸夫 (1942年4月25日)	1969年1月 ㈲八百幸商店入社 営業部長 1974年3月 ㈲八百幸商店を改組し、(株)ヤオコー 設立 取締役 1974年10月 当社専務取締役 1981年5月 当社代表取締役 1985年1月 当社代表取締役社長 2007年6月 当社代表取締役会長（現任） ■重要な兼職の状況 (公財) 川野小児医学奨学財団理事長	①703,202株 ②703,202株
(選任理由) 同氏は、長年にわたって当社の経営に参画し、当社経営全般ならびに流通業界全般に関する幅広い知見を有しているとともに、代表取締役会長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、持株会社の取締役候補者としております。		

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	①所有する当社の株式数 ②割り当てられる 持株会社の株式の数
川野 澄人 (1975年10月27日)	2001年4月 当社入社 2009年1月 当社グロッサリー部長 2009年6月 当社取締役グロッサリー部長 2009年12月 当社取締役経営改革推進本部副本部長兼グロッサリー部長 2011年3月 当社取締役経営改革推進本部副本部長兼営業統括本部副本部長 2011年6月 当社常務取締役経営改革推進本部副本部長兼営業統括本部副本部長 2012年2月 当社代表取締役副社長 2013年4月 当社代表取締役社長（現任） ■重要な兼職の状況 ㈱エイヴイ代表取締役 ㈱フーコット代表取締役 (公財) ヤオコー子ども支援財団理事長	①751,072株 ②751,072株
(選任理由) 同氏は、当社において商品部門、営業部門等での業務経験を経て、代表取締役社長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、持株会社の取締役候補者としております。		

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	①所有する当社の株式数 ②割り当てられる 持株会社の株式の数
上池 昌伸 (1964年 5 月 5 日)	2005年 1 月 当社入社 2008年 4 月 当社開発本部長兼開発統括部長 2008年 6 月 当社取締役開発本部長兼開発統括部長 2013年 4 月 当社取締役経営管理本部長兼経営企画 室長兼人事総務本部長 2013年 6 月 当社常務取締役経営管理本部長兼経営 企画室長兼人事総務本部長 2019年 3 月 当社常務取締役経営管理本部長 兼人事総務本部長兼開発本部管掌 2020年 3 月 当社常務取締役管理本部長兼開発本部 管掌 2022年 3 月 当社専務取締役管理本部長兼開発本部 管掌 2024年 3 月 当社専務取締役管理本部長兼開発本部 管掌兼財務部長 2025年 3 月 当社専務取締役管理本部長兼開発本部 管掌 (現任)	①6,200株 ②6,200株
(選任理由) 同氏は、当社において開発部門、経営管理部門等での業務経験を有しており、専務取締役として経営の重要事項の決定および主に経営企画、財務、人事、総務、開発部門における業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、持株会社の取締役候補者としております。		

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	①所有する当社の株式数 ②割り当てられる 持株会社の株式の数
石塚 孝則 (1973年11月5日)	1996年 4 月 当社入社 2012年 2 月 当社営業統括室長兼商品開発担当部長 2012年10月 当社営業統括室長兼商品開発担当部長兼業務推進担当部長 2013年 2 月 当社営業統括室長兼業務推進担当部長 2015年 4 月 当社デリカ事業部長 2015年 6 月 当社取締役デリカ事業部長 2020年 3 月 当社取締役販売第一部長兼販売第二部長兼販売管掌 2021年 3 月 当社取締役営業統括本部副本部長兼販売第一部長兼販売第二部長 2021年10月 当社取締役営業統括本部副本部長兼販売第一部長兼販売第二部長兼情報システム管掌 2022年 3 月 当社常務取締役営業統括本部長 2025年 4 月 当社常務取締役営業統括本部長兼販売第一部長兼販売第二部長兼販売管掌 (現任)	①2,164株 ②2,164株
(選任理由) 同氏は、当社において営業部門、商品部門等での業務経験を有しており、常務取締役として経営の重要事項の決定および営業部門全般における業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、持株会社の取締役候補者としております。		

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	①所有する当社の株式数 ②割り当てられる 持株会社の株式の数
齊藤 麻子 (1968年1月21日)	1990年4月メルセデス・ベンツ日本(株)入社 1997年9月(株)ボストンコンサルティンググループ入社 2000年3月ルイ・ヴィトンジャパン(株)入社 2002年6月(株)セリュックス C O O (最高執行責任者) 2008年10月(株)ドラマティック代表取締役社長 2015年6月当社取締役 (現任) 2015年8月(株)コギト・エデュケーション・アンド・マネジメント取締役 2018年6月ワタベウェディング(株)社外取締役 2019年3月三菱鉛筆(株)社外取締役 (現任) 2020年5月(株)三陽商会社外取締役 2020年11月(株)サーキュレーション社外取締役 (現任) 2020年11月(株)BLOOM代表取締役 (現任) 2024年6月スパークス・グループ(株)社外取締役 (監査等委員) (現任) ■重要な兼職の状況 三菱鉛筆(株)社外取締役 (株)サーキュレーション社外取締役 (株)BLOOM代表取締役 スパークス・グループ(株)社外取締役 (監査等委員)	①400株 ②400株
(選任理由及び期待される役割の概要) 同氏は、マーケティング及びブランディングにおける経営者としての実績、見識が高く評価されており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただいております。上記の理由から、持株会社の経営に対し適切な監督、有益な助言をいただけるものと判断し、持株会社の社外取締役候補者としております。		

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	①所有する当社の株式数 ②割り当てられる 持株会社の株式の数
葛原 孝司 (1964年12月1日)	1988年 4 月 (株)リクルート (現 (株)リクルートホールディングス) 入社 2011年 4 月 同社執行役員 2012年10月 (株)リクルートホールディングス執行役員 2012年10月 (株)リクルート住まいカンパニー代表取締役社長 2013年 4 月 RGF Hongkong Ltd President 2018年 4 月 RGF International recruitment business Chairman 2018年 4 月 (株)リクルートジョブズ代表取締役社長 2018年 4 月 (株)リクルート執行役員 2020年 4 月 (株)リクルート顧問 2021年10月 ネットスマイル(株)社外取締役 2022年 1 月 (株)パック・エックスホールディングス社外取締役 (現任) 2022年 6 月 当社取締役 (現任) ■重要な兼職の状況 (株)パック・エックスホールディングス社外取締役	①200株 ②200株
(選任理由及び期待される役割の概要) 同氏は、(株)リクルートグループの企業経営者としての実績、見識が高く評価されており、当社の経営事項の決定及び業務遂行の監督等に十分な役割を果たしていただいております。上記の理由から、持株会社の経営に対し適切な監督、有益な助言をいただけるものと判断し、持株会社の社外取締役候補者としております。		

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	①所有する当社の株式数 ②割り当てられる 持株会社の株式の数
鎌田 由美子 (1966年2月23日)	1989年 4 月 東日本旅客鉄道(株)入社 2005年 6 月 (株)ＪＲ東日本ステーションリテイリング代表取締役社長 2010年 6 月 東日本旅客鉄道(株)事業創造本部地域活性化部門長 2013年 5 月 同社研究開発センターフロンティアサービス研究所副所長 2015年 2 月 カルビー(株) 上級執行役員事業開発本部長 2015年 3 月 (株)ポーラ・オルビスホールディングス社外取締役 2015年 6 月 (株)みちのく銀行社外取締役 2018年12月 (株)ＯＮＥ・ＧＬＯＣＡＬ 代表取締役社長（現任） 2020年 6 月 太陽ホールディングス(株)社外取締役 2021年 6 月 (株)民間資金等活用事業推進機構社外取締役（現任） 2022年 6 月 (株)Aoba-BBT社外取締役（現任） 2025年 4 月 多摩大学大学院 客員教授（現任） ■重要な兼職の状況 (株)ＯＮＥ・ＧＬＯＣＡＬ 代表取締役社長 (株)民間資金等活用事業推進機構社外取締役 (株)Aoba-BBT社外取締役 多摩大学大学院 客員教授	①0株 ②0株
(選任理由及び期待される役割の概要) 同氏は、新規事業開発や商品・サービス開発における豊富な経営経験と幅広い産業分野におけるガバナンスや成長支援の知見を有しております。こうした経験・知見をもとに、持株会社の経営に対し適切な監督、有益な助言をいただくことを期待し、持株会社の社外取締役候補者としております。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別な利害関係が生じる予定也没有ありません。
2. 齊藤麻子氏、葛原孝司氏及び鎌田由美子氏は、いずれも社外取締役候補者であります。なお、当社は、齊藤麻子氏及び葛原孝司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。持株会社が設立され、齊藤麻子氏、葛原孝司氏及び鎌田由美子氏が持株会社の社外取締役に就任した場合、持株会社は、3氏を同取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定です。
3. 持株会社が設立され、齊藤麻子氏、葛原孝司氏及び鎌田由美子氏が持株会社の社外取締役に就任した場合、持株会社は、3氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を責任限度額とする、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
4. 取締役候補者が所有する当社株式の数は、2025年3月末現在の株式数を記載しており、また、割り当てられる持株会社株式の数は、当該所有状況に基づき、本株式移転に係る株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社株式の数は、持株会社の成立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

5. 持株会社の監査役となる者に関する事項

持株会社の監査役となる者は、以下のとおりです。なお、本項における「当社」とは、株式会社ヤオコーを意味します。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	①所有する当社の株式数 ②割り当てられる 持株会社の株式の数
山田 昌宏 (1963年6月13日)	2014年 4 月 当社入社 人事部人事担当部長 2015年 3 月 人事部業務担当部長 2018年 3 月 内部統制室長兼コンプライアンス室長 2024年 6 月 当社監査役（現任）	①2,700株 ②2,700株
(選任理由) 同氏は、当社において人事・コンプライアンス・内部統制部門の業務経験を有しており、前職の金融に関する豊かな経験と知識を含めて、持株会社の監査役としての職務を十分果たせると判断し、持株会社の監査役候補者としております。		

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	①所有する当社の株式数 ②割り当てられる 持株会社の株式の数
佐藤 幸夫 (1954年1月27日)	2009年10月 川口警察署長 2011年 3月 埼玉県警察本部地域部長 2012年 3月 埼玉県警察本部生活安全部長 2013年 3月 埼玉県警察本部総務部長 2014年 3月 退官 2017年 6月 当社監査役（現任）	①700株 ②700株
(選任理由) 同氏は、危機管理等の専門的な見識や経営に関する見識があり、豊かな経験を持株会社の監査に反映していただくため、持株会社の社外監査役候補者としております。なお、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		
橋本 勝弘 (1954年3月10日)	2012年 4月 埼玉県食肉衛生検査センター所長 2014年 3月 退官 2014年 4月 学校法人佐藤栄学園 花咲徳栄高等学校 非常勤講師（現任） 2014年 4月 一般社団法人埼玉県食品衛生協会 食品衛生責任者養成講習会講師（現任） 2020年 6月 当社監査役（現任）	①400株 ②400株
(選任理由) 同氏は、衛生の管理監督者としての豊かな経験と知識を持株会社の監査に反映していただくため、持株会社の社外監査役候補者としております。なお、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	①所有する当社の株式数 ②割り当てられる 持株会社の株式の数
五十嵐 毅 (1957年11月1日)	2012年 7 月 小千谷税務署長 2017年 7 月 関東信越国税局徴収部長 2018年 7 月 退官 2018年 8 月 税理士事務所開業（現任） 2020年 6 月 当社監査役（現任） 2023年 2 月 えちご中越農業協同組合監事（非常勤）（現任） 2024年 6 月 株式会社エヌ・シィ・ティ監査役（常勤）（現任） ■重要な兼職の状況 えちご中越農業協同組合監事（非常勤） 株式会社エヌ・シィ・ティ監査役（常勤）	①400株 ②400株
(選任理由) 同氏は、会計・税務に関する豊かな経験と知識を持株会社の監査に反映していただくため、持株会社の社外監査役候補者としております。なお、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別な利害関係が生じる予定もありません。
2. 佐藤幸夫氏、橋本勝弘氏及び五十嵐毅氏は、いずれも社外監査役候補者であります。なお、当社は、佐藤幸夫氏、橋本勝弘氏及び五十嵐毅氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。持株会社が設立され、佐藤幸夫氏、橋本勝弘氏及び五十嵐毅氏が持株会社の社外監査役に就任した場合、持株会社は、3氏を同取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定です。
3. 持株会社が設立され、佐藤幸夫氏、橋本勝弘氏及び五十嵐毅氏が持株会社の社外監査役に就任した場合、持株会社は、3氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を責任限度額とする、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
4. 五十嵐毅氏は税理士の資格を有しております。
5. 監査役候補者が所有する当社株式の数は、2025年3月末現在の株式数を記載しており、また、割り当てられる持株会社株式の数は、当該所有状況に基づき、本株式移転に係る株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社株式の数は、持株会社の成立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

6. 持株会社の会計監査人となる者に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、以下のとおりです。

名称	監査法人A&Aパートナーズ
主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋1-16-11 日本橋Dスクエア2階
沿革	1990年7月 設立 2007年5月 監査法人A&Aパートナーズに名称変更 2007年7月みずず監査法人（旧中央青山監査法人）から31名が合流し、東京事務所を移転（東京都中央区） 2010年9月東京事務所を現住所に移転（東京都中央区） 2011年4月日本ベンチャーキャピタル協会に入会（賛助会員） 2011年8月国際会計事務所グループMorison International（現Morison Global Limited 本部：ロンドン）に加盟 2016年1月日本公認不正検査士協会に入会（プレミアム会員） 2018年7月一般社団法人国際コンピュータ利用監査教育協会（ICAEA JAPAN）に入会 2024年7月 上場会社等監査人名簿への登録（登録番号：第3057号） 2024年7月 ISMS認証（ISO27001）を取得
構成人員（注2）	パートナー：18名 職員 公認会計士：31名 USCPA：3名 CISA：3名 その他：39名 合計94名
被監査会社数（注2）	127社
資本金（注2）	60百万円
事務所等	主たる事業所のみ

- （注）1. 監査法人A&Aパートナーズを会計監査人候補者とした理由は、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。
2. 2025年3月31日現在の情報を記載しております。

【ご参考】

第2号議案が承認された場合の経営体制は次のとおりであります。

1. 主要な専門性と経験（スキルマトリックス）

氏名	当社 役員 在任 年数	経営管理					事業運営				
		企業経営・経営戦略・M & A	人事・労務・人材開発	財務・会計	サステナビリティ	ガバナンス・内部統制・法務	小売業経験	商品開発・MD	IT・物流	出店・店舗開発	イノベーション・新規事業
〈取締役〉											
川 野 幸 夫	51	○	○	○		○	○	○		○	○
川 野 澄 人	16	○	○	○		○	○	○			
上 池 昌 伸	17	○	○	○		○				○	○
石 塚 孝 則	10	○					○	○		○	○
八木橋博亮	8	○								○	
斉 藤 麻 子	10	○			○		○				○
葛 原 孝 司	3	○	○								○
鎌田由美子	－				○		○	○		○	○
〈執行役員〉											
奈 雲 春 樹	3						○	○			○
岩 崎 真 洋	3						○	○			
後 藤 晋 介	3									○	
深 澤 雄 輔	－	○				○				○	
小 林 正 人	－						○	○			○
小笠原暁史	－						○		○		
檜 村 徹	－						○	○			

氏名	当社 役員 在任 年数	経営管理					事業運営				
		企業経営・経営戦略・M & A	人事・労務・人材開発	財務・会計	サステナビリティ	ガバナンス・内部統制・法務	小売業経験	商品開発・MD	IT・物流	出店・店舗開発	イノベーション・新規事業
〈監査役〉											
山田昌宏	1		○	○		○					
佐藤幸夫	8	○	○			○					
橋本勝弘	5				○	○					
五十嵐毅	5		○	○							

（注）執行役員は、当社執行役員としての在任年数です。

2. スキル判定方法

各人のもつスキルを、スキル項目毎に縦軸「知識・技能」と横軸「経験」を組み合わせた以下のマトリックス表に当てはめ、A～Eの領域であれば○と判定

		経験 →		
		～3年	～7年	7年以上
知識・技能 ↑	専門家レベル	C	B	A
	専門家と意見できるレベル	F	E	D
	一般レベル+アルファ	I	H	G

3. 備えるべきスキル

経営管理 (上場企業 運営に必要な項目)	企業経営・経営 戦略・M&A	当社グループは関東圏に食品スーパーマーケットを営業している。「食」の分野は異業種の参入も激しく、競争は激化。持続的な成長を実現するには、小売・不動産開発・M&A分野でのマネジメント経験、経営実績を持つ取締役、執行役員が求められる。
	人事・労務・ 人材開発	「チェーンとしての個店経営」「全員参加の商売」を掲げる当社において、最も大切な資産は人である。従業員一人ひとりが能力を最大限発揮できる環境を作るために、人事・労務に加え、人材開発分野での十分な経験を持つ取締役、執行役員が必要である。
	財務・会計	健全な財務体質の維持を図りつつ、企業価値の更なる向上を目指した投資を継続するには、財務・金融分野での十分な経験を持つ取締役、執行役員が必要である。また、正確な会計報告による市場、社会での信頼性維持のために、会計分野での経験をもつ取締役、執行役員が必要である。
	サステナビリティ	当社が目指す世界は「今も100年後もみんなが健康に毎日を楽しめる世界」である。今までの延長で次世代の財政負担が増え、食糧難・災害が増える希望の持てない世界にしないためにも、サステナビリティ分野に真摯に取り組む知識を持つ取締役、執行役員が必要である。
	ガバナンス・内部 統制・法務	正しいガバナンス体制の構築は、企業価値の向上に寄与する。適切にリスク管理を行いながら、攻めもできる企業へと進化するために、コーポレートガバナンス・内部統制・法務に十分な知識と経験を持つ取締役、執行役員が求められる。
事業運営 (当社の事業特性、課題に応じた項目)	小売業経験	「豊かで楽しい食生活の実現」を目指す当社の原動力は、商品開発力とその販売力である。美味しい商品を値ごろで豊富に品揃えし、選ぶ楽しさを感じられる売り場を作るために、商品知識だけではなく、製造知識も含めた小売業、商品開発・MDの豊富な経験を持つ取締役、執行役員が必要である。
	商品開発・MD	
	IT・物流	労働集約型産業である小売業は、今後の少子高齢化に労働人口減少への対応等様々な社会課題に対応するに当たり生産性向上が不可欠である。ITの活用による自動化・省力化に加え、配送から陳列までを計算した物流の進化が求められており、IT・物流に確かな知見と経験を持つ取締役、執行役員が求められる。
	出店・店舗開発	当社グループ目標として、関東に500店舗、売上高1兆円を掲げており、関東圏での店舗網構築が求められる。ディスカウント等を含めた各種フォーマットで関東圏でのドミナントを形成し、商圈シェアを確保するためにも出店・店舗開発に豊富な経験をもつ取締役、執行役員は必要である。
	イノベーション・ 新規事業	全ての業界に共通だが、特に小売業は、変化適応業であり、お客さまのニーズの変化への適応が求められる。お客さまをしっかりと見つめる能力とともに、変化への対応力が経営に求められる。長期的な視点と潜在的なお客さまニーズを汲み取る嗅覚を持った取締役、執行役員が求められる。

以上

■ 事業報告（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

①全般的概況

当社グループは、「地域のすべての方々の食生活をより豊かに、より楽しく」を長期ビジョンとして掲げ、企業価値の創造と持続的な成長に向け取り組んでおります。消費者の価格ニーズが一層高まるなか、「消費の二極化」が加速することを想定して、グループ全体で価格対応を進めてまいります。

当連結会計年度のわが国経済は、緩やかな回復基調が続き、金融政策も正常化に進む一方で、物価上昇や世界経済の不確実性などにより、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

食品スーパーマーケット業界においても、消費者の節約志向が強まるなか、人件費や建築資材などの高騰が続き、業界再編も含め、業態を越えた企業間競争が加速するなど大変厳しい経営環境となっております。

当社は、「ミールソリューションの充実」と「価格コンシャスの強化」を基本方針とし、第11次中期経営計画のメインテーマとして「シン・ヤオコー：昭和モデルから令和モデルへの構造転換」を掲げております。当期におきましては、「おいしさ」「品揃え」「提案」「安さ」の4つの価値を同時実現するべく、以下の重点施策に取り組んでまいりました。

[商品・販売戦略]

商品面につきましては、当社の独自化・差別化につながる品揃えを実現するべく、ミールソリューションの充実に注力しております。また、バリューチェーン全体で競争優位を実現するため、製造小売業へ踏み込み、SPA型の商品開発の拡大を図っております。さらに、プライベートブランド商品の品質・価格面での更なる磨き込みを行っております。

販売面につきましては、二極化対応を継続し、価格コンシャスを強化してまいりました。EDLP（常時低価格施策）や「厳選100品」に加え、生鮮の頻度品などの価格政策に取り組むとともに、集客強化を図るべく、単品量販を推進する「日本一企画」、地方の特産品を品揃えする「産地フェア」や「豊洲祭り」などを実施いたしました。また、顧客別対応の更なる進化のため、販促・品揃えを中心に「南北政策」を推進しております。

キャッシュレス決済サービス「ヤオコーPay」については、「ヤオコーアプリ」に加え「ヤオコーカード」でも利用が可能となったことで、利用率は徐々に上昇しております。

[運営戦略]

生産性向上のために、自動化による業務改善やデジタルを活用したカイゼンに取り組んでおります。グロサリー商品を対象としたAIによる需要予測に基づく自動発注システムの活用は順調に推移し、生産性向上に寄与しています。また、レジ部門においてはフルセルフレジの導入を進めております。さらに、電子棚札や業務支援アプリを順次導入するなどペーパーレス化を推進し、社員の働きやすい環境を整備しております。

倉庫管理システムや自動倉庫型仕分けシャトルを導入した草加物流センターでは、順次管轄店舗を拡大、安定稼働を図ってまいりました。6月には、神奈川エリアの物流能力向上のため、横浜センターを移転しました。

また、循環型社会に向けて廃棄削減、節電、リサイクル推進の取組みを進めております。

[育成戦略]

チームで成果を出せる自立した人材育成を目的に、目標課題設定の在り方ほか人事考課制度を変更し、全社で定着化に向けた取組みを進めております。

カイゼンと並行して、業務区分を見直すなど労働環境整備を推進しております。

また、女性やシニア活躍のための働きやすさ改善を図っていくと同時に健康経営にも取り組んでまいります。

[出店・成長戦略]

当連結会計年度は、5月に武蔵浦和店（埼玉県さいたま市）、6月に浦和三室店（埼玉県さいたま市）、9月に久喜吉羽店（埼玉県久喜市）と東鷲宮店（埼玉県久喜市）、10月に川口SKIPシティ店（埼玉県川口市）と渋川店（群馬県渋川市）、11月に新百合ヶ丘店（神奈川県川崎市）、3月に綾瀬店（神奈川県綾瀬市）を開設いたしました。また、12月には学園前店（千葉県千葉市）においてスクラップ&ビルドによるリニューアルを実施いたしました。

なお、久喜吉羽店については、ミドル・シニア層をメインターゲットにする北エリアの旗艦店と位置づけており、同店におけるチャレンジや施策などについては社内で共有してまいります。

また、店舗を拠点とするヤオコーネットスーパーは25店舗で展開しており、今後も拡大の予定です。

グループ各社の概況は以下の通りです。

株式会社エイヴィは、神奈川県を中心にドミナントエリアを形成し、「圧倒的な低価格」と「徹底したローコスト運営」を基本方針とし、その具現化を図る施策や取組みを鋭意進めており、10月には平塚店（神奈川県平塚市）を開設いたしました。

株式会社フーコットは、「美味しいもの、圧倒的な品揃え、低価格とそれらを支えるローコストオペレーションの徹底追求」を経営方針とし、埼玉県を中心に5店舗を運営しております。

株式会社せんだうは、2024年4月1日付にて連結子会社となっており、千葉縣市原市を中心にドミナントエリアを形成し、生鮮食品に圧倒的な強みを持つ食品スーパーマーケットを運営しております。

2025年3月31日現在の店舗数は、グループ全体で239店舗（ヤオコー195店舗、エイヴィ14店舗、フーコット5店舗、せんだう25店舗）となっております。

また、2025年1月14日付で適時開示しております通り、「グループ売上高1兆円体制」に向けた基盤づくりを進めるべく、2025年10月1日（予定）付で「株式会社ブルーゾーンホールディングス」を設立するための準備を進めています。

これらの結果、当連結会計年度における営業収益は736,400百万円(前期比18.9%増)、営業利益は33,402百万円(同13.9%増)、経常利益は32,583百万円(同12.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は20,176百万円(同10.6%増)となりました。

(注) 「ミールソリューション」とは、お客さまの毎日の食事の献立の提案や料理のアドバイスなど食事に関する問題の解決のお手伝いをする事。

「価格コンシャス」とは、お客さまが買いやすい値段、値頃（ねごろ）を常に意識して価格設定を行うこと。

② 企業集団の売上高の状況

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	前連結会計年度 2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで		当連結会計年度 2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで		
	売 上 高	構成比	売 上 高	構成比	前期比
		%		%	%
生 鮮 食 品	193,830	32.6	235,753	33.3	121.6
デ リ カ 食 品	78,244	13.1	92,317	13.0	118.0
加 工 食 品	162,925	27.4	195,708	27.6	120.1
日 配 食 品	138,293	23.2	160,690	22.7	116.2
住 居 関 連	22,054	3.7	23,819	3.4	108.0
合 計	595,348	100.0	708,290	100.0	119.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は39,556百万円でありました。主たる内訳は、新規出店及び既存店の改装に伴う建物及び土地の取得、店舗賃借のための差入保証金などであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、設備投資の資金に充当するため、長期借入金9,600百万円を調達しました。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2021年度 第65期	2022年度 第66期	2023年度 第67期	2024年度 第68期 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)	536,025	564,487	619,587	736,400
営 業 利 益 (百万円)	24,081	26,235	29,328	33,402
経 常 利 益 (百万円)	23,290	25,597	28,877	32,583
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	15,382	15,849	18,243	20,176
1 株当たり当期純利益 (円)	396.08	407.99	464.43	493.30
総 資 産 額 (百万円)	305,997	318,231	342,409	376,206
純 資 産 額 (百万円)	128,828	141,613	167,902	185,931
1 株当たり純資産額 (円)	3,317.02	3,644.95	4,121.55	4,447.92

- (注) 1 営業収益の金額は売上高と営業収入の合計額であります。
- 2 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第68期の期首から適用しており、第67期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第68期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2021年度 第65期	2022年度 第66期	2023年度 第67期	2024年度 第68期 (当事業年度)
営 業 収 益 (百万円)	467,838	487,891	534,780	590,022
営 業 利 益 (百万円)	21,753	22,837	25,592	27,339
経 常 利 益 (百万円)	21,451	22,415	25,036	26,708
当 期 純 利 益 (百万円)	13,937	14,291	15,099	16,713
1 株当たり当期純利益 (円)	358.88	367.89	384.37	408.65
総 資 産 額 (百万円)	290,367	301,647	321,850	339,499
純 資 産 額 (百万円)	123,961	135,026	158,061	167,581
1 株当たり純資産額 (円)	3,191.70	3,475.41	3,879.97	4,115.81

- (注) 1 営業収益の金額は売上高と営業収入の合計額であります。
- 2 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第68期の期首から適用しており、第67期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第68期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、食品スーパーマーケット事業において、小商圈高頻度来店を企図した「豊かで楽しく健康的な食生活提案型」のフォーマット（ライフスタイル業態）と広域のお客さまの「まとめ買い」ニーズに対応したディスカウントのフォーマット（ディスカウント業態）という二つのフォーマットを運営しております。

この二つのフォーマットを深化させることで、地域のすべてのお客さまにご満足いただき、地域のシェアアップを図るとともに、各社が独立運営により、独自の「強み」を磨いていくことを基本戦略としています。

第11次中期経営計画期間（2025年3月期～2027年3月期）におきましては、「グループでより強くなる」をメインテーマに掲げて、ライフスタイル業態とディスカウント業態の各社が自律的な成長を果たすことで、商圈シェアの向上を図るとともに、「グループ売上高1兆円体制」に向けた基盤づくりについても進めてまいります。

また、持株会社体制への移行に伴い、ガバナンス体制の更なる強化などグループ経営を推進してまいります。

①グループとしての商圈シェアアップ

- ・ ライフスタイル業態とディスカウント業態でのシェア向上
- ・ ライフスタイル業態でのM&Aの継続検討

②グループ共通機能の強化（グループ売上高1兆円に向けた基盤づくり）

- ・ 人事、財務、内部統制、店舗開発、物流、システム、製造
- ・ 経営人材の育成、人材交流・学び合い

③成長市場への投資と協業

- ・ ベトナム市場での成長支援と協業
- ・ 国内ベンチャーとの協業と新たな価値の創出

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、生鮮食品を中心に一般食品・日用雑貨等の販売を主体とするスーパーマーケット事業を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場

(2025年3月31日現在)

会 社 名	区 分	所 在 地
当社	サポートセンター (本社)	埼玉県川越市
	店舗	埼玉県、千葉県、群馬県、東京都、神奈川県、茨城県、栃木県 (合計195店舗)
	物流センター	埼玉県狭山市、埼玉県熊谷市、埼玉県草加市、千葉県船橋市、群馬県伊勢崎市、神奈川県愛甲郡愛川町
	デリカ・生鮮センター	埼玉県東松山市、埼玉県熊谷市
	研修センター	埼玉県川越市、千葉県八千代市
(連結対象子会社) 株式会社エイヴィ	本社	神奈川県横須賀市
	店舗	神奈川県、東京都 (合計14店舗)
	精肉プロセスセンター	神奈川県横須賀市
	鮮魚プロセスセンター	神奈川県横須賀市
(連結対象子会社) 株式会社フーコット	本社	埼玉県比企郡小川町
	店舗	埼玉県、東京都 (合計5店舗)
	生鮮センター	埼玉県比企郡小川町
(連結対象子会社) 株式会社せんだう	本社	千葉県市原市
	店舗	千葉県 (合計25店舗)
	プロセスセンター	千葉県市原市

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

(2025年3月31日現在)

従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
4,931	584増

(注) 上記の他、パートナー社員（パートタイマー）及びアルバイト社員の期中平均雇用人員は15,921名（1日8時間換算）であります。

② 当社の従業員の状況

(2025年3月31日現在)

区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男性	3,334	120増	41.8	12.3
女性	998	98増	34.0	8.9
合計又は平均	4,332	218増	40.0	11.5

(注) 上記の他、パートナー社員（パートタイマー）及びアルバイト社員の期中平均雇用人員は13,953名（1日8時間換算）であります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 エ イ ヲ イ	400	100.0%	食品を中心としたスーパーマーケット事業
株 式 会 社 フ ー コ ッ ト	400	100.0%	食品を中心としたスーパーマーケット事業
株 式 会 社 セ ン ド ー	10	66.0%	食品を中心としたスーパーマーケット事業

(注) 当連結会計年度において、持分法適用関連会社であった株式会社センドウの株式の一部を譲り受け、連結子会社としております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額

(2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高 (百万円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	15,800
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	12,744
農 林 中 央 金 庫	11,638
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	9,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 54,634,000株
 (2) 発行済株式の総数 41,894,288株（自己株式78株を含む）
 (3) 株主数 11,670名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 川 野 商 事	7,679	18.33
株 式 会 社 川 野 パ ー ト ナ ー ズ	4,222	10.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	3,495	8.34
公 益 財 団 法 人 川 野 小 児 医 学 奨 学 財 団	1,900	4.54
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	1,292	3.09
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,292	3.09
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,141	2.72
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	1,111	2.65
ヤ オ コ ー 従 業 員 持 株 会	917	2.19
川 野 清 巳	819	1.96

- (注) 1 持株比率は自己株式（78株）を控除して計算しております。
 自己株式には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式1,177,539株は含まれておりません。
 2 上記、株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数のうち、「役員向け株式交付信託」制度に係る株式数は、66,039株であります。
 3 上記、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、「株式給付信託」制度に係る株式であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 数 (株)	交付対象者数(名)
取締役（社外取締役を除く。）	2,228	1

(6) その他株式に関する重要な事項

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2016年2月12日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆さまと共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、従業員に対して当社株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託」制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みで、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する制度であります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理を行います。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を貸借対照表に計上しております。

なお、当事業年度末に株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、純資産の部に自己株式として表示しており、当該自己株式の帳簿価額は7,989百万円、株式数は1,111,500株であります。

(取締役向け株式報酬制度)

当社は、2016年6月21日開催の第59回定時株主総会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「役員向け株式交付信託」制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。

本制度は、取締役に対して、当社取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、信託を通じて当社株式を交付する制度であります。取締役に対し交付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理を行います。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を貸借対照表に計上しております。

なお、当事業年度末に株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、純資産の部に自己株式として表示しており、当該自己株式の帳簿価額は352百万円、株式数は66,039株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当期末に当社役員が保有している新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(2) 当期に当社従業員等に交付した新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2024年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）について、取得条項（額面現金決済型）を行使し、残存する本新株予約権付社債の全部を2024年4月25日に取得し、同日付で消却いたしました。

1. 取得及び消却の理由

当社の最近の株価は本新株予約権付社債の転換価額を大きく上回る水準で推移し、2023年12月末日において130%転換制限条項を超えたことから、翌日以降本新株予約権付社債の一部が株式へ転換されております。株式への転換がさらに進むことにより、財務面では資本金等の増加による安定的な効果が期待できる状況となりますが、一方で、株式価値の希薄化が生じることにより、ROE等への一定の影響が想定されることから、当社は本新株予約権付社債に付されている取得条項（額面現金決済型）を行使することといたしました。

なお、取得条項（額面現金決済型）の行使に伴い交付する当社普通株式には当社が保有している自己株式を充当しております。

2. 取得に関する事項の内容

(1) 取得銘柄

株式会社ヤオコー2024年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

(2) 取得対象

残存する本新株予約権付社債の全部

(3) 取得日

2024年4月25日

(4) 交付財産

・ 交付する現金の総額 3,710百万円

・ 交付する当社普通株式総数（注） 207,018株

（注） 交付する普通株式として、当社の保有する自己株式207,018株を充当いたしました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	川 野 幸 夫	公益財団法人川野小児医学奨学財団理事長
代表取締役社長	川 野 澄 人	株式会社エイヴイ代表取締役 株式会社フーコット代表取締役 公益財団法人ヤオコー子ども支援財団理事長
専 務 取 締 役	上 池 昌 伸	管理本部長兼開発本部管掌
常 務 取 締 役	石 塚 孝 則	営業統括本部長
取 締 役	八木橋 博 亮	開発本部長
取 締 役	黒 川 重 幸	エスケイホールディングス株式会社代表取締役 ゴルフオービット株式会社代表取締役
取 締 役	斉 藤 麻 子	三菱鉛筆株式会社社外取締役 株式会社サーキュレーション社外取締役 株式会社B L O O M代表取締役 スパークス・グループ株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役	葛 原 孝 司	株式会社パック・エックスホールディングス社外取締役
常 勤 監 査 役	山 田 昌 宏	
監 査 役	佐 藤 幸 夫	
監 査 役	橋 本 勝 弘	
監 査 役	五十嵐 毅	えちご中越農業協同組合監事（非常勤） 株式会社エヌ・シー・ティ監査役（常勤）

- (注) 1 黒川重幸氏、斉藤麻子氏、葛原孝司氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 佐藤幸夫氏、橋本勝弘氏、五十嵐毅氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 監査役五十嵐毅氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4 当社は、取締役黒川重幸氏、斉藤麻子氏、葛原孝司氏、監査役佐藤幸夫氏、橋本勝弘氏、五十嵐毅氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

山田昌宏氏は2024年6月25日開催の第67回定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任しました。

② 退任

若林孝雄氏は2024年6月25日開催の第67回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により監査役を退任しました。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新 担 当	旧 担 当	異動年月日
上 池 昌 伸	管理本部長兼開発本部管掌	管理本部長兼開発本部管掌 兼財務部長	2025年3月1日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	短期の業績 連動報酬 (賞与)	中長期の業績 連動報酬 (株式報酬)	
取 締 役	252	165	57	29	8
(うち 社外取締役)	(24)	(24)	(－)	(－)	(3)
監 査 役	31	31	－	－	5
(うち 社外監査役)	(16)	(16)	(－)	(－)	(3)

(注) 中長期の業績連動報酬 (株式報酬) は、非金銭報酬等であります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2012年6月26日開催の第55回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

株式報酬につきましては、当該金銭報酬とは別枠で、2016年6月21日開催の第59回定時株主総会において、拠出金額の限度を5年間で350百万円とし、5年間の制度満了時は取締役会の決定により制度の延長及びその場合の年間拠出限度額は70百万円とすることができ旨決議しておりました。当該定時株主総会終結時点の取締役 (社外取締役を除く。) の員数は9名です。なお、2021年7月12日の取締役会において制度の5年間の延長を決定しております。

当社監査役の金銭報酬の額は、2012年6月26日開催の第55回定時株主総会において年

額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動する報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を作成し、2021年3月8日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

ロ 決定方針の内容の概要等

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役の役位及び職務の内容を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬（以下、「固定報酬」といいます。）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととしております。

当社の固定報酬は月例の固定金銭報酬としております。また、役位及び職務の内容に応じた業績の評価、経営成績、在任年数、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものといたします。

業績連動報酬は、短期の業績に連動する報酬（賞与）と中長期の業績に連動する報酬（株式報酬）で構成しております。

短期の業績に連動する報酬は金銭報酬（賞与）とし、各事業年度の経常利益の目標値に対する達成度合いを一つの目安として算出された額を賞与として、毎年、一定の時期に支給いたします。目標となる経営指標は、売上高経常利益率4%以上の達成としておりますが、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえた見直しをいたします。なお、当該指標を選択した理由は、当社の目標とする経営指標を達成することについて、役員として責任を明確にすることにあります。また、当事業年度における売上高経常利益率の実績は4.7%であり、目標とする売上高経常利益率4%以上を達成しております。

中長期の業績に連動する報酬は非金銭報酬等（株式報酬）とし、株式交付規程で各取締役の職務の責任の大きさに応じて定める役位別基準に従って毎月付与されるポイント数に応じ、当社株式が交付されます。（株式の交付時期は原則として、退任時であります。）なお、中長期の業績連動報酬（株式報酬）に係る指標は、当社株式の株価となり

ます。当該指標を選択した理由は、取締役が当社の株価上昇による利益を享受するとともに株価下落リスクを負担することにより、当社の株価について取締役として責任を明確にすることにあります。報酬の額の決定方法は、2016年6月21日開催の第59回定時株主総会決議及び2021年7月12日開催の取締役会決議による拠出金額の限度内において、当社取締役会で定める株式交付規程に基づく役位別基準に従って付与されるポイント数に応じ、株式が交付され、結果として当社の株価と連動して報酬額が決定しております。

社外取締役を除く取締役の種類別の報酬割合については、業績連動報酬3割、業績連動報酬以外の報酬7割をおおよその目安としております。

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の職務の内容に応じた業績の評価を踏まえた短期の業績に連動する報酬（賞与）の評価配分であります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をするものとしております。

なお、当事業年度においては、2024年6月25日開催の取締役会において、代表取締役社長川野澄人に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が適しているからであります。上記の委任を受けた代表取締役社長は、報酬委員会の答申の内容を踏まえて個人別の報酬額を決定しております。

ハ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役

イ 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役黒川重幸氏は、エスケイホールディングス株式会社、ゴーフォーイト株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社とエスケイホールディングス株式会社、ゴーフォーイト株式会社との間には特別な関係はありません。

取締役斉藤麻子氏は、株式会社ＢＬＯＯＭの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社ＢＬＯＯＭとの間には特別な関係はありません。

ロ 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役斉藤麻子氏は、三菱鉛筆株式会社、株式会社サーキュレーションの社外取締役、スパークス・グループ株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と三菱鉛筆株式会社、株式会社サーキュレーション、スパークス・グループ株式会社との間には特別な関係はありません。

取締役葛原孝司氏は、株式会社パック・エックスホールディングスの社外取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社パック・エックスホールディングスとの間には特別な関係はありません。

ハ 社外取締役の当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況ならびに 期待される役割に関して行った職務の概要
黒 川 重 幸	当期開催の取締役会１３回のうち１２回に出席し、主に金融及び不動産の専門的見地から助言・提言を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員長を務め、取締役の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
斉 藤 麻 子	当期開催の取締役会１３回のうち全てに出席し、主にマーケティング及びブランディングの専門的見地から助言・提言を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
葛 原 孝 司	当期開催の取締役会１３回のうち全てに出席し、主に企業経営の観点から助言・提言を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員を務め取締役の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

二 親会社または子会社から役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

② 監査役

イ 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役五十嵐毅氏は、えちご中越農業協同組合 監事（非常勤）、株式会社エヌ・シ
ィ・ティ監査役（常勤）を兼務しております。なお、当社とえちご中越農業協同組合、
株式会社エヌ・シィ・ティとの間には特別な関係はありません。

ハ 社外監査役の当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
佐 藤 幸 夫	当期開催の取締役会13回のうち全てに出席し、また、当期開催の監査役会16回のうち全てに出席し、主に危機管理の専門的見地から助言・提言を行っております。
橋 本 勝 弘	当期開催の取締役会13回のうち全てに出席し、また、当期開催の監査役会16回のうち全てに出席し、主に食品衛生の専門的見地から助言・提言を行っております。
五 十 嵐 毅	当期開催の取締役会13回のうち全てに出席し、また、当期開催の監査役会16回のうち全てに出席し、主に税理士の専門的見地から助言・提言を行っております。

二 親会社または子会社から役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 監査法人A & Aパートナーズ

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 報酬等の額

(単位：百万円)

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	43
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43

- (注) 1 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠の適切性について検討を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれら合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更を必要と認める場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項)

【内部統制に関する基本方針】

当社の内部統制は、創業精神を明文化したものとしての経営理念及び社是にその基本を置いております。即ち、当社の経営理念は「生活者の日常の消費生活をより豊かにすることによって、地域文化の向上・発展に寄与する」ということであります。一企業として単に儲かればよいという収益を追求することだけではなく、その事業をとおして、食生活を中心とした地域の生活者のより豊かな生活の実現、延いては地域文化の向上・発展に寄与せんとする高い志を持つと同時に、社是において「明朗なる人生こそ明朗なる店をつくる」と謳い、会社経営の基本に「明朗さ」を置き、嘘やごまかしのない正直な商売・透明で健全な経営を第一義としております。

以上を踏まえて、平成27年5月1日施行の会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」及び金融商品取引法で規定された「財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する体制の整備」について、以下のとおり定めております。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号及び同第5号二）

- ① コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、事務局はリスクマネジメント室が務める。
- ② コンプライアンス委員会は、社長が主宰し、コンプライアンスに関する基本方針及び年度計画の策定とともに、コンプライアンスに関する諸規定・諸制度の制定・改廃・運用を行い、さらにはコンプライアンスに関する社内外の啓発・使用人の研修、その他コンプライアンスに関する重要事項を決定する。
また、コンプライアンス委員会は、個人情報の保護・利用・管理及び公正取引の推進等について、適切な対応を図る。

- ③ コンプライアンス委員会において、ヤオコーグループとして遵守すべき行動の規準・考え方を「ヤオコーグループ行動基準」として制定し、教育・研修を行い、コンプライアンスの重要性について啓発するとともに、コンプライアンス関連の必要な情報・知識を提供し、コンプライアンスを尊重する意識・理解の徹底を図る。
- ④ 環境問題(CO₂排出量削減やプラスチック削減・リサイクル、食品ロス削減等)に対応するための組織として、社長が主宰する環境委員会を設置し、事務局はロジスティクス推進部が務める。
- ⑤ 財務報告の適正性を確保するための社内体制の整備・運用状況を評価・改善する組織として、社長が主宰する内部統制委員会を設置し、事務局はリスクマネジメント室が務める。また、「経理規程」その他の社内規程を整備し、会計基準その他関係諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保する。
- ⑥ 使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに所属の上長等をとおしてリスクマネジメント室にその旨報告する。
- ⑦ コンプライアンス違反または法令遵守上疑義ある行為等について、使用人がリスクマネジメント室長に直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく通報窓口をリスクマネジメント室に設ける。
- ⑧ 重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実が報告された場合には、リスクマネジメント室は報告された事実について調査を指揮・監督し、社長と協議のうえ再発防止策など必要な対策を実施する。重要な通報については、その内容を関連部署の責任者に開示し、会社として必要な対処をする。同時に、その結果について、関係取締役等に報告し、周知徹底を図る。
- ⑨ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長する行為は行わない。また、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と密に連絡して対応する。
- ⑩ コンプライアンス委員会、環境委員会には子会社の取締役を参加させるとともに、子会社の職務執行については、各担当取締役が総合的に助言・指導を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- ① 取締役会議事録等重要な意思決定及び報告に関する書類については、文書の作成・保存・廃棄に関するルールを定めた「文書管理規程」及び関連の管理ルール等に基づき適切に対応する。
- ② 個人情報の管理等については、法令に基づくほか「個人情報管理規程」「個人番号及び特定個人情報管理規程」及び関連の社内ルール等に基づきその保護・利用・管理を適切に行う。

(3) 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号及び同第5号ロ）

- ① 当社のリスク管理に関する事項を統括する組織として、社長が主宰するリスクマネジメント委員会を設置し、事務局はリスクマネジメント室が務める。リスクマネジメント委員会は、当社を取り巻くリスクの特定、リスクの顕在化を防ぐための手続きや体制及びリスクが顕在化した場合の対応方針や体制の整備に関する重要事項を決定する。
- ② 具体的な危機管理の対応については、危機管理計画書や地震、火災等緊急時を想定した対応マニュアル等に基づき、適切な対応を図る。
- ③ 新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④ リスクマネジメント委員会には子会社の取締役を参加させるとともに、子会社の事業運営やリスク管理体制などについては、各担当取締役が総合的に助言・指導を行う。

(4) 当社及び子会社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号及び同第5号ハ）

- ① 定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、「取締役会規程」に定められている重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、経営及び各業務運営管理に関する重要執行方針を協議・決定する機関として、経営推進会議を設置し、原則として毎月1回開催する。経営推進会議は社長の諮問機関として、各取締役はじめ本社各主管部門の責任者で構成され、「経営推進会議規程」に基づき、中長期の経営計画、各年度の予算・決算、資金調達、組織・制度及び店舗に関する事項等経営の重要事項について協議する。

- ② 業務の具体的な運営については、前号で決定した中期経営計画及び各年度予算等に基づき、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、各部門においては、それぞれ自部門の目標達成に向け具体策を立案する。
- ③ 経営推進会議には子会社の取締役を参加させるとともに、子会社の職務執行については、各担当取締役が総合的に助言・指導を行う。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号及び同イ）

- ① 子会社管理の担当責任部署を置くとともに、「子会社管理規程」を定め、同規程及び法令・会計原則・税法等に基づき子会社の状況に応じ適切な管理・支援・指導を行う。
- ② 当社社長及び子会社管理担当取締役は子会社の業務執行状況について、定期的に子会社より報告をさせる他、必要に応じ適宜説明を求めるとともに、グループ全体の経営効率向上ならびに親会社と子会社及び子会社相互間に発生する経営上の重要事項を合理的に解決する。
- ③ 監査部は、子会社の業務監査を随時実施し、業務全般にわたり適切な運営が行われているか監査し、その結果について、必要に応じ当社社長及び子会社管理担当取締役に報告する。
- ④ 監査役は、監査部と連携して、子会社の監査等当社グループ全体の監査を適切に行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

監査役は職務遂行にあたり必要な場合は、監査部の所属員を補助者として起用することができる。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び前号の使用人に対する指示の実効性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号及び同第3号）

- ① 監査役職務補助者が当該補助職務を実施するにあたっての、当該職務補助者に対する指揮命令権限は、監査役に専属するものとする。
- ② 監査役職務補助者の当該業務に係る人事考課は監査役が行い、その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得る。

(8) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号、同イ及びロ）

- ① 社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ② 取締役及び使用人は会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
- ③ 監査役は、取締役会及び経営関連の諸会議に必要に応じ出席するとともに、稟議書をはじめ重要な書類等を適宜閲覧するなど会社の情報を収集し、取締役の職務執行を十分監視する。
- ④ 子会社の取締役、監査役及び使用人は、子会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したときは、リスクマネジメント室に報告し、リスクマネジメント室長は直ちに監査役に報告する。

(9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第5号及び同第6号）

- ① 当社グループの取締役及び使用人がリスクマネジメント室または監査役へ内部通報した場合、当該通報者に対し、相談または通報したことを理由として解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない。
- ② 監査役会は、監査の実施にあたり、独自の意見形成を行うために、必要に応じて会社の費用で法律、会計の専門家を活用することができる。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

- ① 監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を確保する。
- ② 監査役会は、社長及び他の業務執行責任者としての各取締役との意見交換やヒアリングにより、迅速な情報収集・適切な意思疎通を行い、正確かつ効率的な監査業務の遂行を図る。
- ③ 監査部は、監査役と共同で監査を実施するなど密接な連携により、監査の適切な実施に協力する。
- ④ 監査役は、必要な場合には、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家と意思疎通を図るなど、円滑な監査活動を確保する。

(会社の業務の適正を確保するための体制の運用に関する事項)

運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

当期は取締役会を13回開催し、重要事項につき審議、決定しました。

コンプライアンス委員会を2回開催し、グループ役職員に対し、個人情報を含む社有情報管理、公正取引の推進等、さらなるコンプライアンス体制の強化に向けた取組みについて報告しました。

また、当社は内部通報制度の運用を実施しており、当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

(2) リスク管理に対する取組み

リスクマネジメント委員会を2回開催し、全社的なリスクを抽出した上で抽出したリスクの評価を実施しました。

(3) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

経営推進会議を14回開催し、経営課題について協議・決定がなされ、迅速な意思決定と効率的な業務執行に努めました。

(4) 監査役の監査の実効性を確保するための取組み

監査役会は16回開催しました。

常勤監査役は、取締役会の他重要な会議への出席及び各部門長等への面談を通して得られた重要な情報について、他の監査役と共有を図り、必要に応じ意見を求めました。

また、監査役会は、監査部、内部統制室及び会計監査人と随時情報・意見交換を行うなど、適正な監査の実効性の確保に努めました。なお、監査役会と社外取締役との意見交換を2回開催し、業務執行に係る課題等について認識を共有し、連携を深めるとともに、代表取締役との意見交換を実施いたしました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、安定配当の維持及び適正な利益還元を基本としております。内部留保金につきましては、店舗の新設及び改装等の設備投資や教育・システム投資などに活用し、業容の拡大と事業基盤の強化を通じて、株主の皆さまのご期待に応えてまいりたいと考えております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

(注) 本事業報告に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	92,983	流動負債	90,311
現金及び預金	50,226	買掛金	46,671
売掛金	12,732	短期借入金	900
商品及び製品	12,815	1年内返済予定の長期借入金	4,919
原材料及び貯蔵品	502	リース債務	375
その他	16,706	未払法人税等	5,492
		賞与引当金	3,266
		ポイント引当金	222
		資産除去債務	30
		その他	28,432
固定資産	283,222	固定負債	99,963
有形固定資産	235,431	長期借入金	69,453
建物及び構築物	107,728	リース債務	5,201
車両運搬具	27	繰延税金負債	1,130
工具、器具及び備品	25,162	再評価に係る繰延税金負債	35
土地	97,860	役員退職慰労引当金	78
リース資産	2,651	執行役員退職慰労引当金	67
建設仮勘定	2,001	株式給付引当金	4,360
		役員株式給付引当金	260
		退職給付に係る負債	4,349
無形固定資産	6,092	資産除去債務	8,084
借地権	2,138	その他	6,943
その他	3,954	負債合計	190,274
投資その他の資産	41,698	(純資産の部)	
投資有価証券	909	株主資本	183,341
長期貸付金	1,499	資本金	9,846
退職給付に係る資産	352	資本剰余金	14,260
繰延税金資産	9,824	利益剰余金	167,577
差入保証金	25,582	自己株式	△8,342
その他	3,840	その他の包括利益累計額	△2,237
貸倒引当金	△309	その他有価証券評価差額金	272
		土地再評価差額金	△2,940
		退職給付に係る調整累計額	429
		新株予約権	0
		非支配株主持分	4,827
資産合計	376,206	純資産合計	185,931
		負債純資産合計	376,206

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		708,290
売上原価		534,270
売上総利益		174,019
営業収入		28,110
営業総利益		202,130
販売費及び一般管理費		168,727
営業利益		33,402
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	140	
補助金収入	60	
その他	41	242
営業外費用		
支払利息	1,036	
その他	25	1,061
経常利益		32,583
特別利益		
固定資産売却益	20	
賃貸借契約違約金収入	6	
保険解約返戻金	576	603
特別損失		
固定資産売却損	8	
固定資産除却損	90	
減損損失	2,019	
投資有価証券評価損	1,359	
関係会社貸倒引当金繰入額	309	
段階取得に係る差損	258	4,045
税金等調整前当期純利益		29,140
法人税、住民税及び事業税	8,900	
法人税等調整額	△489	8,410
当期純利益		20,730
非支配株主に帰属する当期純利益		553
親会社株主に帰属する当期純利益		20,176

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,846	12,806	152,493	△4,787	170,358
当期変動額					
剰余金の配当			△5,092		△5,092
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,176		20,176
自己株式の取得				△6,239	△6,239
自己株式の処分		1,453		2,684	4,138
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	1,453	15,084	△3,554	12,982
当期末残高	9,846	14,260	167,577	△8,342	183,341

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	285	△2,939	197	△2,456	－	－	167,902
当期変動額							
剰余金の配当							△5,092
親会社株主に帰属する 当期純利益							20,176
自己株式の取得							△6,239
自己株式の処分							4,138
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△12	△1	232	219	0	4,827	5,046
当期変動額合計	△12	△1	232	219	0	4,827	18,029
当期末残高	272	△2,940	429	△2,237	0	4,827	185,931

〔連結注記表〕

1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社 3社 株式会社エイヴイ
株式会社フーコット
株式会社せんどう

当連結会計年度において、持分法適用関連会社であった株式会社せんどうの株式の一部を譲り受け、連結子会社としております。

- ② 非連結子会社 3社 株式会社ヤオコービジネスサービス
株式会社小川貿易
株式会社ヤオコーハーマニー

当連結会計年度において、株式会社ヤオコーハーモニーを新規設立し、非連結子会社としております。

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類上に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | | |
|---------------------|-----|---|
| ① 持分法を適用していない非連結子会社 | 3 社 | 株式会社ヤオコービジネスサービス
株式会社小川貿易
株式会社ヤオコーハーモニー |
| ② 持分法を適用していない関連会社 | 1 社 | SOPHIE INVESTMENT JOINT STOCK
COMPANY |

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

- ### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品（生鮮食品及び物流センター在庫）

主として、最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品（生鮮食品及び物流センター在庫を除く）

主として、売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物（建物附属設備を除く）については、当該借地契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。また、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年～50年、車両運搬具及び工具、器具及び備品が5年～10年であります。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき実際支給見込額を計上しております。

ポイント引当金

ヤオコーカード会員に対し、商品の販売以外の理由により付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

株式給付引当金	株式給付規程に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
役員株式給付引当金	株式交付規程に基づく取締役（社外取締役を除く。）に対する当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

(イ)商品の販売に係る収益認識

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット事業における商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(ロ)自社ポイント制度に係る収益認識

当社は、ヤオコーカード会員に対し、商品の販売に応じて付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(ハ)商品券に係る収益認識

当社は、発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

(ニ)自社発行電子マネーに係る収益認識

当社は、ヤオコー P a y（自社電子決済サービス）に係る電子マネーの残高を履行義務として識別し、電子マネーが使用された時点で収益を認識しております。電子マネーの未使用分については、有効期限の到来により顧客が権利を失効した時に収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

(6) 会計上の見積り

固定資産の減損

①当連結会計年度計上額

有形固定資産等 241,523百万円

②会計上の見積りの内容に関する情報

店舗をはじめとする固定資産について、固定資産の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に減損処理を行っております。「3 連結損益計算書に関する注記 減損損失」に記載のとおり、回収可能価額の評価にあたっては、将来キャッシュ・フローについて一定の仮定を設定しております。各店舗の収益成長率、販売促進施策及び原価削減施策の効果等に基づき慎重に検討を行っておりますが、店舗を取り巻く競争環境、個人消費の動向、都市開発計画等の予期せぬ変化が生じた場合には、新たに減損損失が発生する場合があります。

(7) 追加情報

（単独株式移転による持株会社体制への移行）

当社は、2025年1月14日開催の取締役会において、2025年6月24日開催予定の当社定時株主総会における承認等の所定の手続を経た上で、2025年10月1日（予定）を効力発生日とする当社の単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により、持株会社（完全親会社）である「株式会社ブルーゾーンホールディングス」（以下「持株会社」といいます。）を設立することを決議いたしました。

1. 単独株式移転による持株会社体制への移行の背景・目的

(1) 持株会社体制への移行の背景

当社グループは、「地域のすべての方々の食生活をより豊かに、より楽しく」をグループ経営理念として掲げており、「お客さまに価格以上の価値を提供し続ける」、「働く全員が仕事に誇りを持ち、生活を楽しめる会社にする」、「無駄をなくし、生産性の高い独自のモデルを構築する」、「すべての関係者と協力しながら社会課題の解決に貢献する」、これらを実現することで持続的な成長を実現していくことを目標としております。

当社グループを取り巻く経営環境は、出店エリアにおきまして、北関東地方や横須賀三浦地域（神奈川県）、外房地域（千葉県）などでは少子高齢化が加速的に進みマーケットの大きな縮小が見込まれます。また、経済全体のインフレ基調が続くなかで、消費者の節約志向がますます強まり、さらに、原材料費、人件費、建築資材をはじめとする様々なコストの高騰は継続し、厳しさを増すことが想定されます。

こうした厳しい環境下、独自の「強み」を持った食品スーパーマーケットの企業が連帯しつつも切磋琢磨することで元気に勝ち残り、将来にわたって、地域の皆さまの食生活の向上に貢献していくために、持株会社体制への移行を決断いたしました。

なお、持株会社の名称につきましては、当社グループが、地域にお住まいの皆さまにとって、人生を楽しみながら元気に長生きできるコミュニティづくりのお役に立てる存在でありたいとの思いから、「株式会社ブルーゾーンホールディングス」といたしました。

(2) 持株会社体制への移行の目的

① グループとしての商圏シェアアップ

当社グループは、食品スーパーマーケット事業において、小商圏高頻度来店を企図した「豊かで楽しく健康的な食生活提案型」のフォーマット（ライフスタイル業態）と広域のお客さまの「まとめ買い」ニーズに対応したディスカウントのフォーマット（ディスカウント業態）という二つのフォーマットを運営しております。この二つのフォーマットを深化させることで、地域のすべてのお客さまにご満足いただき、地域のシェアアップを図るとともに、各社が独立運営により、独自の「強み」を磨いていくことを基本戦略としています。

今回の持株会社体制への移行に伴い、グループ各社は名実ともに「親子関係」ではなく「兄弟関係」となります。これにより、グループ各社は互いに切磋琢磨しながら、各々が自律的な成長を図ってまいります。

また、当社グループの考えに共鳴し、独自の「強み」を持つ食品スーパーマーケット企業とは、持株会社のもと更なる連帯を進めてまいります。当社グループは、地域にお住まいの皆さまのご期待に応えられる食品スーパーマーケット企業の大きな連合体の形成を目指してまいります。

② グループのガバナンスの強化

グループの経営管理機能と業務執行機能を分離するとともに、業務執行部門である各事業会社においても権限と責任を明確にします。そして、意思決定の迅速化、事業責任の明確化を図ることで、当社グループ全体の競争力の強化を目指してまいります。

なお、「グループ売上高 1 兆円」に向けた基盤づくりを進めるべく、持株会社においては、M&A・新規事業開発・ESG対応などのグループ経営の戦略立案、グループ全体のリスク管理、管理部門のシェアードサービスという三つの機能を担うことを計画しております。

2. 持株会社体制への移行手順

当社は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。

(1) ステップ1：単独株式移転による持株会社の設立

2025年10月1日を効力発生日とする本株式移転により持株会社を設立することで、当社は持株会社の完全子会社になります。

(2) ステップ2：持株会社の設立後のグループ会社の再編

本株式移転の効力発生後、持株会社体制への移行を完了するため、当社の子会社を持株会社が直接保有する子会社として再編する予定です。なお、かかる再編の具体的な内容及び時期につきましては、決定次第お知らせいたします。

3. 本株式移転の要旨

(1) 本株式移転の日程

(1) 株式移転計画承認取締役会	2025年1月14日
(2) 定時株主総会基準日	2025年3月31日
(3) 株式移転計画承認定時株主総会	2025年6月24日（予定）
(4) 当社株式上場廃止日	2025年9月29日（予定）
(5) 持株会社設立登記日（効力発生日）	2025年10月1日（予定）
(6) 持株会社上場日	2025年10月1日（予定）

(※) 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により、日程を変更することがあります。

(2) 本株式移転の方式

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転です。

(3) 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	株式会社ブルーゾーンホールディングス (完全親会社)	株式会社ヤオコー (完全子会社)
株式移転比率	1	1

① 株式移転比率

本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

② 単元株式数

持株会社は、単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

③ 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様には不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたします。

④ 第三者算定機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記③の理由により、第三者算定機関による算定は行っておりません。

⑤ 本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式41,894,210株（予定）

上記新株式数は当社の発行済株式総数41,894,288株（2025年3月31日時点）に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。

なお、当社は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、当社が2025年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式78株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

また、当社の株主の皆様から株式買取請求権の行使がなされた場合等、自己株式数が変動した場合は、持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

(4) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 持株会社の上場申請に関する事項

当社は、新たに設立する持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場への新規上場（テクニカル上場）を申請する予定であり、上場日は2025年10月1日を予定しております。また、当社は本株式移転により持株会社の完全子会社となりますので、持株会社の上場に先立ち、2025年9月29日に東京証券取引所プライム市場を上場廃止となる予定であります。

なお、上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に基づき決定されるため、変更される可能性があります。

2 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 116,496百万円

(2) 担保資産の内容及びその金額

建物 314百万円

土地 289百万円

差入保証金 1,100百万円

合計 1,704百万円

担保に係る債務の金額

流動負債その他（商品券・自社電子マネー） 4,330百万円

長期借入金（1年内返済予定額を含む） 216百万円

合計 4,546百万円

(3) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び同条第3号に定める固定資産税評価額に奥行価格補正及び時点修正等を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

1,862百万円

3 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類及び減損金額	(百万円)
店舗等	埼玉県、千葉県	建物及び構築物	876
		工具、器具及び備品	165
		土地	966
		リース資産	0
		その他	11
		合計	2,019

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。遊休資産については、物件毎に資産のグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナス、またはマイナスの見込みである店舗資産、賃貸資産及び市場価額が帳簿価額より著しく下落している遊休資産等については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失2,019百万円として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額の評価にあたっては、正味売却価額と使用価値を比較し、いずれか高い方の金額を回収可能価額としております。正味売却価額は土地については主に路線価、建物については主に不動産鑑定評価額を、使用価値には将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト4.7%で割り引いた額を適用しております。

4 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普 通 株 式 (株)	41,894,288	—	—	41,894,288

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普 通 株 式 (株)	1,156,609	683,954	662,946	1,177,617

- (注) 1 当連結会計年度期首の自己株式数には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式737,067株が含まれております。
- 2 当連結会計年度末の自己株式数には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式1,177,539株が含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行による取得	448,200株
会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得	235,700株
単元未満株式の買取	54株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行への売却	448,200株
2024年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の取得	207,018株
株式会社日本カストディ銀行による交付	7,728株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	2,799	67.50	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月11日 取 締 役 会	普通株式	2,292	55.00	2024年9月30日	2024年12月5日

- (注) 1 2024年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式に対する配当金49百万円が含まれております。
- 2 2024年11月11日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式に対する配当金40百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	2,932	70.00	2025年3月31日	2025年6月25日

- (注) 2025年6月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式に対する配当金82百万円が含まれております。

5 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余資の運用については安全性の高い預金等に限定しております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達し、店舗等の設備投資に必要な資金は銀行借入又はリース取引により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、回収までの期間は短期であります。差入保証金は、主に店舗不動産の賃借に伴い差し入れたものであります。

売掛金及び差入保証金の信用リスクについては、取引先の状況をモニタリングし、財務状態の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

投資有価証券のうち、株式は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、債券は主に商品券及び自社電子マネー発行に係る担保に供しているものであります。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状態を把握しております。

買掛金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は短期的な運転資金の調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。短期借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、必要に応じて固定金利の長期借入金を調達することにより、対応することとしております。

また、買掛金、借入金、リース債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)をご参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金及び短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
① 投資有価証券 其他有価証券	657	657	—
② 差入保証金	25,582	22,520	△3,061
③ 長期借入金	(74,372)	(71,502)	(△2,870)

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	252

これらについては、「其他有価証券」に含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により
算定した時価

レベル2の時価：レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを
用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	657	－	－	657
資産計	657	－	－	657

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	22,520	－	22,520
資産計	－	22,520	－	22,520
長期借入金	－	71,502	－	71,502
負債計	－	71,502	－	71,502

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、スーパーマーケット事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当 連 結 会 計 年 度
商品の販売（売上高）	708,290
その他（営業収入）	20,444
合計	728,734

(注) 連結計算書類上の営業収入に含まれる顧客との契約から生じる収益以外の収益は、当連結会計年度において7,665百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

商品の販売（売上高）は、主にスーパーマーケット各店における食品や日用品等の商品売上からなります。これらの収益は、商品を顧客に引渡しした時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、商品引渡し時点を中心に、概ね1カ月以内に受領しております。

その他（営業収入）は、主に仕入先に代わり商品供給を行うことによる配送代行収入等からなります。これらの収益は、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。代金は、取引先との契約に基づき、概ね1カ月以内に回収しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

契約負債	当 連 結 会 計 年 度
期首残高	4,275
期末残高	7,189

連結計算書類上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は、当社が付与したポイント及び発行した商品券、電子マネーのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当期において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、3,920百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

2025年3月31日現在、商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は622百万円であります。当社は、当該残存履行義務について、商品券が使用されるにつれて今後1年から10年の間で収益を認識することを見込んでいます。

自社発行電子マネーに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は3,708百万円であります。当社は、当該残存履行義務について、電子マネーが使用されるにつれて今後1年から5年の間で収益を認識することを見込んでいます。

なお、当初の予想期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

7 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4,447円92銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 493円30銭 |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数で算定しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数で算定しております。

なお、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

8 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 本連結計算書類に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

## 計算書類

### 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>76,909</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>74,927</b>  |
| 現金及び預金          | 37,458         | 買掛金             | 36,503         |
| 売掛金             | 11,712         | 1年内返済予定の長期借入金   | 4,867          |
| 商品及び製品          | 10,886         | リース債務           | 375            |
| 原材料及び貯蔵品        | 403            | 未払金             | 3,054          |
| 前払費用            | 1,478          | 未払費用            | 12,324         |
| 未収入金            | 6,896          | 未払法人税等          | 4,307          |
| 預け金             | 4,709          | 預り金             | 1,455          |
| その他             | 3,364          | 前受収益            | 477            |
| <b>固定資産</b>     | <b>262,590</b> | 賞与引当金           | 3,087          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>182,630</b> | ポイント引当金         | 222            |
| 建物              | 86,220         | その他             | 8,251          |
| 構築物             | 6,814          | <b>固定負債</b>     | <b>96,990</b>  |
| 車両運搬具           | 15             | 長期借入金           | 69,288         |
| 工具、器具及び備品       | 23,253         | リース債務           | 5,190          |
| 土地              | 61,713         | 再評価に係る繰延税金負債    | 35             |
| リース資産           | 2,646          | 退職給付引当金         | 4,520          |
| 建設仮勘定           | 1,967          | 株式給付引当金         | 4,360          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>5,692</b>   | 役員株式給付引当金       | 260            |
| 借地権             | 1,820          | 資産除去債務          | 7,324          |
| ソフトウエア          | 3,733          | 長期前受収益          | 32             |
| その他             | 138            | その他             | 5,978          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>74,267</b>  | <b>負債合計</b>     | <b>171,917</b> |
| 投資有価証券          | 723            | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| 関係会社株式          | 20,230         | <b>株主資本</b>     | <b>170,256</b> |
| 出資金             | 0              | <b>資本金</b>      | <b>9,846</b>   |
| 長期貸付金           | 19,833         | <b>資本剰余金</b>    | <b>14,260</b>  |
| 長期前払費用          | 2,592          | 資本準備金           | 9,253          |
| 繰延税金資産          | 9,690          | その他資本剰余金        | 5,006          |
| 差入保証金           | 23,954         | <b>利益剰余金</b>    | <b>154,492</b> |
| その他             | 853            | 利益準備金           | 432            |
| 貸倒引当金           | △3,611         | その他利益剰余金        | 154,059        |
| <b>資産合計</b>     | <b>339,499</b> | 別途積立金           | 136,830        |
|                 |                | 繰越利益剰余金         | 17,229         |
|                 |                | <b>自己株式</b>     | <b>△8,342</b>  |
|                 |                | <b>評価・換算差額等</b> | <b>△2,674</b>  |
|                 |                | その他有価証券評価差額金    | 265            |
|                 |                | 土地再評価差額金        | △2,940         |
|                 |                | <b>純資産合計</b>    | <b>167,581</b> |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b>  | <b>339,499</b> |

# 損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |         |
|--------------|--------|---------|
| 売上高          |        | 564,108 |
| 売上原価         |        | 412,488 |
| 売上総利益        |        | 151,619 |
| 営業収入         |        |         |
| 物流センター収入     | 17,019 |         |
| 不動産賃貸収入      | 6,661  |         |
| その他の営業収入     | 2,233  | 25,914  |
| 営業総利益        |        | 177,533 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 150,194 |
| 営業利益         |        | 27,339  |
| 営業外収益        |        |         |
| 受取利息及び受取配当金  | 351    |         |
| 補助金収入        | 51     |         |
| その他          | 12     | 415     |
| 営業外費用        |        |         |
| 支払利息         | 1,023  |         |
| その他          | 23     | 1,047   |
| 経常利益         |        | 26,708  |
| 特別利益         |        |         |
| 固定資産売却益      | 19     |         |
| 賃貸借契約違約金収入   | 6      | 26      |
| 特別損失         |        |         |
| 固定資産売却損      | 8      |         |
| 固定資産除却損      | 87     |         |
| 減損損失         | 159    |         |
| 投資有価証券評価損    | 1,359  |         |
| 関係会社貸倒引当金繰入額 | 2,130  | 3,745   |
| 税引前当期純利益     |        | 22,989  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,832  |         |
| 法人税等調整額      | △557   | 6,275   |
| 当期純利益        |        | 16,713  |

# 株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                         | 株主資本  |       |          |         |       |          |         |         |
|-------------------------|-------|-------|----------|---------|-------|----------|---------|---------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金 |          |         | 利益剰余金 |          |         |         |
|                         |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |         | 利益剰余金合計 |
|                         |       |       |          |         |       | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 |         |
| 当期首残高                   | 9,846 | 9,253 | 3,553    | 12,806  | 432   | 126,830  | 15,608  | 142,870 |
| 当期変動額                   |       |       |          |         |       |          |         |         |
| 剰余金の配当                  |       |       |          |         |       |          | △5,092  | △5,092  |
| 当期純利益                   |       |       |          |         |       |          | 16,713  | 16,713  |
| 別途積立金の積立                |       |       |          |         |       | 10,000   | △10,000 | －       |
| 自己株式の取得                 |       |       |          |         |       |          |         |         |
| 自己株式の処分                 |       |       | 1,453    | 1,453   |       |          |         |         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |       |       |          |         |       |          |         |         |
| 当期変動額合計                 | －     | －     | 1,453    | 1,453   | －     | 10,000   | 1,621   | 11,621  |
| 当期末残高                   | 9,846 | 9,253 | 5,006    | 14,260  | 432   | 136,830  | 17,229  | 154,492 |

|                         | 株主資本   |         | 評価・換算差額等         |              |                | 純資産合計   |
|-------------------------|--------|---------|------------------|--------------|----------------|---------|
|                         | 自己株式   | 株主資本合計  | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 当期首残高                   | △4,787 | 160,736 | 263              | △2,939       | △2,675         | 158,061 |
| 当期変動額                   |        |         |                  |              |                |         |
| 剰余金の配当                  |        | △5,092  |                  |              |                | △5,092  |
| 当期純利益                   |        | 16,713  |                  |              |                | 16,713  |
| 別途積立金の積立                |        | －       |                  |              |                | －       |
| 自己株式の取得                 | △6,239 | △6,239  |                  |              |                | △6,239  |
| 自己株式の処分                 | 2,684  | 4,138   |                  |              |                | 4,138   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |         | 1                | △1           | 0              | 0       |
| 当期変動額合計                 | △3,554 | 9,520   | 1                | △1           | 0              | 9,520   |
| 当期末残高                   | △8,342 | 170,256 | 265              | △2,940       | △2,674         | 167,581 |

【個別注記表】

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品（生鮮食品及び物流センター在庫）

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品（生鮮食品及び物流センター在庫を除く）

売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物（建物附属設備を除く）については、当該借地契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。また、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年～50年、車両運搬具及び工具、器具及び備品が5年～10年であります。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、当事業年度に負担すべき実際支給見込額を計上しております。

##### ポイント引当金

ヤオコーカード会員に対し、商品の販売以外の理由により付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

##### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

##### 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役（社外取締役を除く。）に対する当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

##### ① 商品の販売に係る収益認識

当社の顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット事業における商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

##### ② 自社ポイント制度に係る収益認識

当社は、ヤオコーカード会員に対し、商品の販売に応じて付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

③ 商品券に係る収益認識

当社は、発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

④ 自社発行電子マネーに係る収益認識

当社は、ヤオコー P a y（自社電子決済サービス）に係る電子マネーの残高を履行義務として識別し、電子マネーが使用された時点で収益を認識しております。電子マネーの未使用分については、有効期限の到来により顧客が権利を失効した時に収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(7) 会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(8) 会計上の見積り

固定資産の減損

① 当事業年度計上額

有形固定資産等 188,322百万円

② 会計上の見積りの内容に関する情報

「〔連結注記表〕 1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (6) 会計上の見積り」に記載した内容と同一であります。

(9) 追加情報

「〔連結注記表〕 1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (7) 追加情報」をご参照ください。

## 2 貸借対照表に関する注記

- |                                                                                                                                                      |           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                                                                                                                                   | 99,062百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権                                                                                                                                     |           |
| 短期金銭債権                                                                                                                                               | 3,360百万円  |
| 長期金銭債権                                                                                                                                               | 18,658百万円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債務                                                                                                                                     |           |
| 短期金銭債務                                                                                                                                               | 405百万円    |
| (4) 担保提供資産                                                                                                                                           |           |
| 担保資産の内容及びその金額                                                                                                                                        |           |
| 差入保証金                                                                                                                                                | 1,100百万円  |
| 担保に係る債務の金額                                                                                                                                           |           |
| 流動負債その他（商品券・自社電子マネー）                                                                                                                                 | 4,330百万円  |
| (5) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 |           |
| 再評価の方法                                                                                                                                               |           |
| 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び同条第3号に定める固定資産税評価額に奥行価格補正及び時点修正等を行って算出しております。                                                      |           |
| 再評価を行った年月日                                                                                                                                           |           |
| 2002年3月31日                                                                                                                                           |           |
| 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額                                                                                                                     |           |
| 1,862百万円                                                                                                                                             |           |

## 3 損益計算書に関する注記

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| (1) 関係会社との取引高の総額         |          |
| 関係会社との営業取引による取引高の総額      | 4,690百万円 |
| 関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額 | 231百万円   |

## (2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 用途  | 場所      | 種類及び減損金額  | (百万円) |
|-----|---------|-----------|-------|
| 店舗等 | 埼玉県、千葉県 | 建物        | 133   |
|     |         | 構築物       | 0     |
|     |         | 工具、器具及び備品 | 24    |
|     |         | その他       | 1     |
|     |         | 合計        | 159   |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。遊休資産については、物件毎に資産のグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナス、またはマイナスの見込みである店舗資産、賃貸資産及び市場価額が帳簿価額より著しく下落している遊休資産等については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失159百万円として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額の評価にあたっては、正味売却価額と使用価値を比較し、いずれか高い方の金額を回収可能価額としております。正味売却価額は土地については主に路線価、建物については固定資産税評価額を、使用価値には将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト4.7%で割り引いた額を適用しております。

## 4 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首   | 増加      | 減少      | 当事業年度末    |
|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| 普通株式（株） | 1,156,609 | 683,954 | 662,946 | 1,177,617 |

- (注) 1 当事業年度期首の自己株式数には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式737,067株が含まれております。
- 2 当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式1,177,539株が含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

|                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| 株式会社日本カストディ銀行による取得                | 448,200株 |
| 会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得 | 235,700株 |
| 単元未満株式の買取                         | 54株      |

減少数の内訳は、次のとおりであります。

|                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| 株式会社日本カストディ銀行への売却                 | 448,200株 |
| 2024年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の取得 | 207,018株 |
| 株式会社日本カストディ銀行による交付                | 7,728株   |

## 5 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 減価償却超過額及び減損損失         | 3,319百万円  |
| 資産除去債務                | 2,296百万円  |
| 退職給付引当金               | 1,417百万円  |
| 株式給付引当金               | 1,367百万円  |
| 賞与引当金                 | 940百万円    |
| 契約負債                  | 870百万円    |
| 長期未払金                 | 402百万円    |
| 未払事業税等                | 327百万円    |
| 未払社会保険料               | 153百万円    |
| 一括償却資産                | 111百万円    |
| ポイント引当金               | 67百万円     |
| その他                   | 2,419百万円  |
| 繰延税金資産小計              | 13,693百万円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △2,475百万円 |
| 評価性引当額小計              | △2,475百万円 |
| 繰延税金資産合計              | 11,217百万円 |
| 繰延税金負債                |           |
| 資産除去債務に係る除去費用         | △1,230百万円 |
| 前払年金費用                | △110百万円   |
| その他                   | △185百万円   |
| 繰延税金負債合計              | △1,526百万円 |
| 繰延税金資産の純額             | 9,690百万円  |

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は200百万円増加し、法人税等調整額（貸方）が203百万円増加し、その他有価証券評価差額金が3百万円減少しております。

## 6 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社の子会社

(単位：百万円)

| 属性               | 会社等の名称                                                                   | 議決権等の所有(被所有)割合   | 関連当事者との関係             | 取引内容                            | 取引金額                 | 科目            | 期末残高   |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------|---------------------------------|----------------------|---------------|--------|
| 子会社              | 株式会社エイヴイ                                                                 | 所有<br>直接<br>100% | 役員の兼任<br>資金貸付         | 資金の貸付<br>資金の回収<br>利息の受取<br>(注)1 | 4,250<br>6,388<br>34 | 長期貸付金         | 6,111  |
|                  |                                                                          |                  |                       | 資金の貸付<br>利息の受取<br>(注)1          | 1,700<br>0           | 短期貸付金         | 1,700  |
| 子会社              | 株式会社<br>フーコット                                                            | 所有<br>直接<br>100% | 役員の兼任<br>資金貸付         | 利息の受取<br>(注)1                   | 48                   | 長期貸付金<br>(注)3 | 12,223 |
| 子会社              | 株式会社せんだう                                                                 | 所有<br>直接<br>66%  | 役員の兼任<br>商品販売         | 商品の販売<br>(注)2                   | 226                  | 売掛金           | 22     |
| 子会社              | 株式会社ヤオコー<br>ビジネスサービス                                                     | 所有<br>直接<br>100% | 役員の兼任<br>業務委託         | 各種店舗関<br>連業務委託<br>(注)2          | 872                  | 未払費用          | 62     |
| 子会社              | 株式会社小川貿易                                                                 | 所有<br>直接<br>100% | 役員の兼任<br>資金貸付<br>商品仕入 | 資金の回収<br>利息の受取<br>(注)1          | 100<br>5             | 短期貸付金         | 1,610  |
|                  |                                                                          |                  |                       | 商品の仕入<br>(注)2                   | 3,331                | 買掛金           | 339    |
| 関連<br>会社の<br>子会社 | Green Sky<br>Investment and<br>Development<br>Company<br>Limited<br>(注)4 | 所有<br>間接<br>40%  | 資金貸付                  | 資金の貸付<br>(注)1                   | 309                  | 長期貸付金<br>(注)5 | 309    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 業務委託、商品の仕入及び販売については、当社と関連を有しない他の事業者との間の取引条件と同様に、当事者間による協議の上決定しております。

3 当該貸付に対して、当事業年度において関係会社貸倒引当金繰入額1,820百万円、当事業年度末において貸倒引当金3,301百万円を計上しております。

4 Green Sky Investment and Development Company Limitedは、当社の関連会社であるSOPHIE INVESTMENT JOINT STOCK COMPANYの子会社であります。

5 当該貸付に対して、当事業年度において関係会社貸倒引当金繰入額309百万円、当事業年度末において貸倒引当金309百万円を計上しております。

## 7 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「〔連結注記表〕 6 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 8 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 4,115円81銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 408円65銭   |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数で算定しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数で算定しております。  
なお、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

## 9 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 本計算書類に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社 ヤオコー
取締役会御中

監査法人 A & A パートナース
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 村 田 征 仁
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 吉 村 仁 士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤオコーの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤオコー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが

適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社 ヤオコー
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 村 田 征 仁
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 吉 村 仁 士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤオコーの2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めま
す。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めま
す。

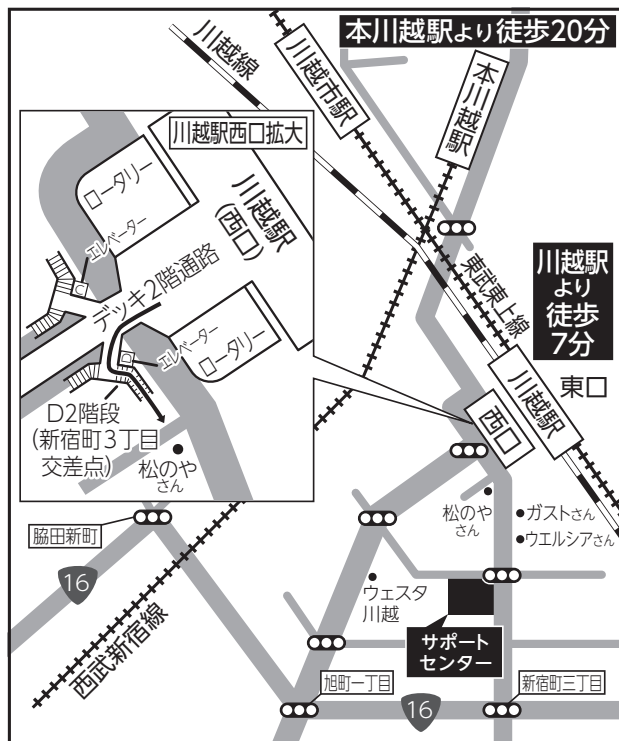
2025年5月22日

株式会社ヤオコー監査役会

常 勤 監 査 役	山 田 昌 宏	㊞
社 外 監 査 役	佐 藤 幸 夫	㊞
社 外 監 査 役	橋 本 勝 弘	㊞
社 外 監 査 役	五 十 嵐 毅	㊞

以 上

会場ご案内図



開催日時

2025年6月24日（火曜日）

午前10時開会（受付開始 午前9時）

開催場所

ヤオコーサポートセンター（本社）

埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1

電話 049-246-7000

交通のご案内

J R川越線 東武東上線 「川越駅」 徒歩約7分

西武新宿線 「本川越駅」 徒歩約20分

・株主総会にご来場の株主様への **お土産は廃止** させていただきました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

・会場にて、車いすのサポート、席やお手洗いへの誘導等お手伝いさせていただきますので、お気軽にお声がけ下さい。また、株主様ご自身で手話通訳を帯同される場合は、当日会場受付にてお申し出くださればご入場いただけます。

株式会社 ヤオコー

埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1

<https://www.yaoko-net.com/>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

